

IX 健康福祉

| | |
|----------------|-----|
| 1. 援 護 | 197 |
| 2. 児 童 福 祉 | 201 |
| 3. 高 齢 者 福 祉 | 211 |
| 4. 障がい者(児)福祉 | 228 |
| 5. 国 民 年 金 | 236 |
| 6. そ の 他 の 福 祉 | 237 |
| 7. 健 康 福 祉 施 設 | 241 |
| 8. 医 療 機 関 | 244 |
| 9. 国民健康保険事業 | 246 |

1 援護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

| 年度 | 区分 | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教育扶助 | 介護扶助 | 医療扶助 | 出産扶助 | 生業扶助 | 葬祭扶助 | 就労自立給付金 | 進学準備給付金 | 施設事務費 | 実世帯人員 | 保護率% | 総額 |
|----|---------|---------|---------|-------|---------|-----------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|-------|-------|-----------|
| R2 | 世帯数 | 14,206 | 13,133 | 376 | 5,062 | 15,813 | 1 | 218 | 17 | 8 | 2 | 499 | 1,486 | 29.58 | |
| | 人員 | 17,079 | 15,740 | 560 | 5,250 | 18,138 | 1 | 260 | 17 | 8 | 2 | 499 | 1,786 | 14.62 | |
| | 支給額(千円) | 659,326 | 346,342 | 5,467 | 95,298 | 1,735,340 | 380 | 3,724 | 3,769 | 398 | 400 | 111,445 | | | 2,961,889 |
| R3 | 世帯数 | 14,456 | 13,519 | 334 | 5,231 | 16,022 | 5 | 118 | 35 | 8 | 2 | 516 | 1,487 | 30.23 | |
| | 人員 | 17,235 | 16,055 | 473 | 5,431 | 18,255 | 5 | 137 | 35 | 8 | 2 | 516 | 1,763 | 14.56 | |
| | 支給額(千円) | 662,527 | 362,860 | 4,710 | 104,300 | 1,670,366 | 2,071 | 1,618 | 6,305 | 515 | 400 | 115,573 | | | 2,931,245 |
| R4 | 世帯数 | 14,146 | 13,405 | 358 | 5,339 | 15,851 | 0 | 138 | 21 | 8 | 0 | 474 | 1,472 | 29.50 | |
| | 人員 | 16,639 | 15,731 | 488 | 5,556 | 18,053 | 0 | 140 | 21 | 8 | 0 | 474 | 1,741 | 14.52 | |
| | 支給額(千円) | 652,707 | 361,905 | 4,936 | 104,813 | 1,679,116 | | 1,789 | 4,156 | 440 | 100 | 114,297 | | | 2,924,259 |
| R5 | 世帯数 | 14,206 | 13,563 | 391 | 5,473 | 15,935 | 1 | 163 | 40 | 8 | 1 | 525 | 1,499 | 29.77 | |
| | 人員 | 16,655 | 15,937 | 512 | 5,631 | 18,099 | 1 | 166 | 40 | 8 | 1 | 525 | 1,768 | 14.88 | |
| | 支給額(千円) | 658,575 | 373,900 | 4,974 | 109,937 | 1,764,241 | 375 | 2,458 | 7,284 | 489 | 300 | 122,410 | | | 3,044,943 |
| R6 | 世帯数 | 14,418 | 13,855 | 403 | 5,467 | 16,080 | 3 | 213 | 41 | 5 | 5 | 474 | 1,510 | 29.90 | |
| | 人員 | 17,058 | 16,525 | 500 | 5,614 | 18,279 | 3 | 229 | 41 | 5 | 5 | 474 | 1,792 | 15.29 | |
| | 支給額(千円) | 664,315 | 381,827 | 5,367 | 96,376 | 1,864,860 | 1,260 | 3,692 | 7,544 | 327 | 1,300 | 119,554 | | | 3,146,422 |

②保護世帯類型別推移 (停止中のものを除く) (単位:世帯)

| 年度 | 単身世帯 | | | 2人以上の世帯 | | | | 計 |
|----|------|-------|-----|---------|----|-------|-----|-------|
| | 高齢者 | 傷病・障害 | その他 | 高齢者 | 母子 | 傷病・障害 | その他 | |
| R2 | 887 | 225 | 129 | 78 | 38 | 32 | 88 | 1,477 |
| R3 | 898 | 223 | 142 | 81 | 35 | 26 | 77 | 1,482 |
| R4 | 915 | 200 | 136 | 88 | 36 | 28 | 75 | 1,478 |
| R5 | 941 | 186 | 153 | 75 | 38 | 22 | 80 | 1,495 |
| R6 | 935 | 175 | 171 | 72 | 46 | 26 | 69 | 1,494 |

③保護申請件数及び処理推移

| 年度 | 申請受理件数 | | 処理件数 | | 未処理 |
|----|----------|-------|------|-------|-----|
| | 前年度からの繰越 | 年度内受理 | 開始 | 取下・却下 | |
| R2 | 9 | 258 | 204 | 60 | 3 |
| R3 | 3 | 251 | 195 | 57 | 2 |
| R4 | 2 | 262 | 190 | 65 | 6 |
| R5 | 6 | 305 | 233 | 73 | 14 |
| R6 | 14 | 297 | 248 | 51 | 12 |

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

(単位：世帯)

| 区分 年度 | 世帯主の 傷病 | 世帯員の 傷病 | 勤労収入 の減少 | 働いていた者の 死別・別離・不在 | 年金仕送り等の 減少・喪失 | その他 | 計 |
|----------|------------|------------|-------------|---------------------|------------------|-----|-----|
| R2 | 24 | 2 | 22 | 12 | 113 | 31 | 204 |
| R3 | 23 | 0 | 20 | 4 | 130 | 18 | 195 |
| R4 | 16 | 1 | 25 | 11 | 109 | 28 | 190 |
| R5 | 33 | 1 | 16 | 3 | 131 | 49 | 233 |
| R6 | 26 | 0 | 22 | 11 | 135 | 54 | 248 |

イ 年度別廃止理由別状況

(単位：世帯)

| 区分 年度 | 世帯主の 傷病治癒 | 世帯員の 傷病治癒 | 死 亡 失そ う | 勤労収入の 増加取得 | 年金仕送り 等の増加 | 施設入所 | 医療費の 他法負担 | その他 | 計 |
|----------|--------------|--------------|-------------|---------------|---------------|------|--------------|-----|-----|
| R2 | 0 | 0 | 76 | 11 | 21 | 6 | 2 | 73 | 189 |
| R3 | 0 | 0 | 88 | 9 | 5 | 12 | 1 | 78 | 193 |
| R4 | 0 | 0 | 87 | 15 | 6 | 6 | 1 | 64 | 179 |
| R5 | 0 | 0 | 115 | 13 | 11 | 9 | 0 | 85 | 233 |
| R6 | 0 | 0 | 120 | 12 | 16 | 13 | 0 | 71 | 232 |

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等（学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費）

| 年度 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|-----|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| | 延べ人員 | 金額（円） |
| 小学校 | 1,274 | 20,744,187 | 1,143 | 19,422,529 | 1,258 | 19,841,564 | 1,090 | 19,119,030 | 1,043 | 18,741,649 |
| 中学校 | 996 | 26,994,151 | 909 | 26,212,760 | 868 | 25,325,457 | 880 | 25,985,219 | 749 | 24,429,555 |
| 合計 | 2,270 | 47,738,338 | 2,052 | 45,635,289 | 2,126 | 45,167,021 | 1,970 | 45,104,249 | 1,792 | 43,171,204 |

②修学旅行費

| 年度 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|-----|------|-----------|------|-----------|------|------------|------|------------|------|------------|
| | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） |
| 小学校 | 358 | 2,983,605 | 445 | 4,549,587 | 479 | 4,520,514 | 471 | 4,775,475 | 404 | 4,261,635 |
| 中学校 | 77 | 1,515,783 | 135 | 4,338,394 | 237 | 10,958,664 | 168 | 10,776,599 | 167 | 10,579,991 |
| 合計 | 435 | 4,499,388 | 580 | 8,887,981 | 716 | 15,479,178 | 639 | 15,552,074 | 571 | 14,841,626 |

③医療費

| 年度 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|-----|------|---------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） | 延べ人員 | 金額（円） |
| 小学校 | 7 | 115,150 | 3 | 57,350 | 2 | 25,070 | 2 | 14,440 | 2 | 88,320 |
| 中学校 | 3 | 47,460 | 0 | 0 | 1 | 21,630 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 10 | 162,610 | 3 | 57,350 | 3 | 46,700 | 2 | 14,440 | 2 | 88,320 |

※平成31年度より準要保護者はこども医療費助成制度に移行

④給食費

| 年度 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|-----|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| | 延べ人員 | 金額（円） |
| 小学校 | 948 | 40,521,952 | 916 | 41,712,717 | 918 | 42,015,971 | 933 | 44,125,026 | 873 | 42,161,242 |
| 中学校 | 566 | 28,061,971 | 549 | 28,640,265 | 559 | 28,462,498 | 544 | 28,932,613 | 540 | 30,361,591 |
| 合計 | 1,514 | 68,583,923 | 1,465 | 70,352,982 | 1,477 | 70,478,469 | 1,477 | 73,057,639 | 1,413 | 72,522,833 |

(3) 災害援助

①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目的　　国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害　　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日　平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象　市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順位

(範囲) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡者の死亡当時、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

- (順位)
- a　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
 - b　a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。
 - c　兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に対象とする。

支給額(死亡者 1 人当たり)

- ・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円
 - ・その他の場合 250 万円
- ※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象　市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

- 支給額
- ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円
 - ・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う(所得制限あり)。

貸付金の限度額(1 災害における 1 世帯当たり)

| | | |
|------|--|-------|
| a | 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 | |
| | ・家財の損害（約3分の1以上の損害）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| | ・家財の損害（約3分の1以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| | ・住居が半壊した場合 | 270万円 |
| | ・住居が全壊した場合 | 350万円 |
| b | 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 | |
| | ・家財の損害（約3分の1以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| | ・住居が半壊した場合 | 170万円 |
| | ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く） | 250万円 |
| | ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合 | 350万円 |
| 償還期間 | 10年とし、据置期間はうち3年 | |
| 利 率 | ・保証人を立てる場合は、無利子とする ・保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年1% (ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。) | |

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害（重傷に該当するものを除く）のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成17年8月1日

弔慰金・見舞金の金額

| 被害の区分（程度） | | 金額 |
|-----------|------------|-----------|
| 死亡・行方不明 | 1人 | 100,000円 |
| | 同一世帯内で2人以上 | 200,000円 |
| 重傷 | 1人 | 30,000円 |
| | 同一世帯内で2人以上 | 50,000円 |
| 全壊、全焼、流出 | 1世帯につき | 100,000円 |
| 半壊、半焼 | 1世帯につき | 50,000円 |
| 床上浸水 | 1世帯につき | 10,000円以内 |

2 児童福祉

(1) 設置状況 ①保育所

| 区分 私 立 | 名 称 | 所 在 地 | 認 可 年 月 日 | 定 員 | 児 童 数 | | | 建築面積 m ² | 施設の建設 (令和7年4月1日現在) |
|--------------|---------------|--------------|--------------|-----|------------|------------|-----|------------------------|-----------------------|
| | | | | | 3 歳 未満児 | 3 歳 以上児 | 計 | | |
| 市 | 太田郷ひびき保育園 | 日置町308 | S29.3.31 | 60 | 11 | 32 | 43 | 697.81 | H 8. 3. 4 (改築) |
| | 高田あけぼの保育園 | 本野町522 | S31.9.1 | 60 | 8 | 28 | 36 | 808.10 | H13. 3. 31 (新築) |
| | 宮地さくら保育園 | 宮地町33 | S29.4.1 | 45 | 0 | 8 | 8 | 712.54 | S55. 3. 31 (改築) |
| | 金剛みどり保育園 | 高植本町1609-2 | S28.1.22 | 60 | 6 | 12 | 18 | 602.97 | H10. 3. 27 (〃) |
| | 郡築しおかぜ保育園 | 郡築六番町81-3 | S34.4.1 | 70 | 11 | 25 | 36 | 658.21 | S63. 3. 31 (〃) |
| | 千丁みどり保育園 | 千丁町新牟田1357-3 | H14.4.1 | 120 | 28 | 58 | 86 | 1,403.22 | H14. 3. 25 (〃) |
| | 鏡 保育園 | 鏡町鏡村190-4 | S26.6.30 | 120 | 27 | 50 | 77 | 969.16 | H 6. 11 (新築) |
| | 下 岳保育園 | 泉町下岳1687 | S54.4.1 | 45 | 2 | 3 | 5 | 300.00 | S54. 4 (〃) |
| | 小 計 | 8園 | | 580 | 93 | 216 | 309 | | |
| 私 | 白 鷺保育園 | 本町二丁目3-46 | S25.10.1 | 80 | 21 | 34 | 55 | 499.96 | H 5. 11. 30 (改築) |
| | 昭 和保育園 | 昭和明徳町834-7 | S35.5.10 | 40 | 12 | 15 | 27 | 569.50 | S60. 2. 15 (〃) |
| | く わん保育園 | 上片町1549-1 | S37.3.31 | 90 | 31 | 43 | 74 | 732.76 | H16. 3. 31 (増築) |
| | み づほ保育園 | 日奈久大坪町3680-1 | S37.11.1 | 70 | 19 | 42 | 61 | 605.32 | H25. 6. 23 (改築) |
| | 二 見 中 央 保育園 | 二見下大野町131 | S38.4.1 | 30 | 2 | 14 | 16 | 582.51 | H22.11.21 (大規模修繕) |
| | 高 田 東 部 保育園 | 豊原上町2920-2-4 | S39.4.1 | 100 | 33 | 44 | 77 | 725.03 | H 5. 3. 20 (新築) |
| | 夕 葉保育園 | 若草町3-5 | S42.5.1 | 70 | 28 | 37 | 65 | 667.34 | H16. 2. 1 (改築) |
| | い ずみ保育園 | 植柳元町5940 | S43.5.1 | 90 | 38 | 50 | 88 | 352.76 | H20. 3. 27 (〃) |
| | ゆ か り 乳 児 保育園 | 八幡町1-51-2 | S44.5.1 | 70 | 23 | 39 | 62 | 553.00 | H18. 9. 30 (〃) |
| | 立 か ら た ち 保育園 | 萩原町一丁目7-36 | S44.10.1 | 40 | 14 | 23 | 37 | 701.22 | H14. 3. 15 (〃) |
| | や す ら ぎ 保育園 | 古城町2264-3 | S45.3.31 | 60 | 24 | 39 | 63 | 542.01 | H16. 3. 25 (〃) |
| | キ ュ ー ピ 一 保育園 | 迎町二丁目13-7 | S46.2.22 | 50 | 18 | 24 | 42 | 651.14 | H13.12.25 (〃) |

| 区分 私 立 | 名 称 | 所 在 地 | 認 可 年 月 日 | 定 員 | 兒 童 数 | | | 建 築 面 積 | 施 設 の 建 設 |
|------------------------|--------------|-----------|--------------|-------|--------------|--------------|--------------------|-------------------|-----------|
| | | | | | 3 歳 未 滿 尾 | 3 歳 以 上 尾 | 計 | | |
| た か ら 保育園 | 清水町4-7 | S46.4.1 | 100 | 41 | 66 | 107 | 828.91 | H15. 3.14 (改築) | |
| 杉 の 実 保育園 | 井揚町2274 | S46.4.1 | 100 | 38 | 55 | 93 | 585.70 | H27. 3.13 (〃) | |
| 和 和 晃 保育園 | 千丁町古閑出2211-3 | S47.3.31 | 60 | 16 | 29 | 45 | 382.25 | H12. 4. 5 (〃) | |
| つ つ る ま る 保育園 | 横手町1648-1 | S47.4.19 | 130 | 54 | 65 | 119 | 1,133.15 | H10. 4. 1 (〃) | |
| し ら ら ぬ い 保育園 | 高小原町1507-1 | S47.5.1 | 120 | 52 | 69 | 121 | 785.20 | H16. 4. 1 (増築) | |
| 八 代 白 梅 保育園 | 千反町一丁目3-3 | S48.5.1 | 50 | 15 | 22 | 37 | 567.34 | H15. 2.28 (改築) | |
| 八 代 双 葉 保育園 | 松崎町453-4 | S48.7.1 | 90 | 29 | 48 | 77 | 453.57 | H 8. 3.31 (大規模修繕) | |
| 八 代 つ く し 保育園 | 高下西町2283 | S49.4.1 | 130 | 46 | 71 | 117 | 873.80 | H12. 3.24 (改築) | |
| 八 代 ひ ま わ り 保育園 | 井上町330 | S49.4.1 | 90 | 41 | 50 | 91 | 605.29 | H 8. 4. 1 (〃) | |
| 天 真 保育園 | 日奈久上西町372-4 | S49.6.1 | 40 | 6 | 19 | 25 | 313.00 | S49. 6. 1 (新築) | |
| わ か み や 保育園 | 古閑中町1356 | S50.4.1 | 90 | 40 | 55 | 95 | 578.28 | H15. 3 (改築) | |
| ハ ン ピ 保育園 | 西宮町1452 | S50.4.1 | 70 | 27 | 30 | 57 | 538.74 | H12. 3 (〃) | |
| 光 鎮 保育園 | 二見本町982 | S51.4.1 | 20 | 5 | 7 | 12 | 404.84 | H11. 3.10 (〃) | |
| 海 土 江 保育園 | 海士江町3428 | S52.4.2 | 120 | 42 | 63 | 105 | 522.90 | H11. 9. 1 (〃) | |
| ハ 一 ル 保育園 | 築添町1625-1 | S54.4.1 | 80 | 31 | 47 | 78 | 383.74 | S54. 4. 1 (新築) | |
| わ ら ら び 保育園 | 田中西町14-10 | S54.4.1 | 130 | 47 | 71 | 118 | 761.33 | H24. 5 (新築) | |
| あ げ ま ち 保育園 | 揚町35-2 | S54.4.1 | 90 | 32 | 46 | 78 | 923.64 | H29. 3.31 (改築) | |
| ひ か り 夜 間 保育園 | 新地町1-27-4 | H14.3.22 | 20 | 7 | 7 | 14 | 293.26 | H14. 4. 1 (〃) | |
| 白 島 ぎ ん が 保育園 | 郡築二番町110-3 | R2.4.1 | 30 | 6 | 16 | 22 | 460.03 | S51. 2.24 (改築) | |
| 若 鏡 町 下 有 住 252 | S26.6.1 | 70 | 11 | 38 | 49 | 426.91 | S47. 3.11 (〃) | | |
| 太 遠 陽 保育園 | 東陽町南3100-1 | S28.5.1 | 30 | 4 | 15 | 19 | 397.21 | H28. 3.15 (改築) | |
| 河 保育園 | 東陽町河俣2620 | R5.4.1 | 20 | 5 | 8 | 13 | 289.23 | H8. 3 (新築) | |
| 真 坂 本 町 百 濟 来 上 2718-1 | S34.11.1 | 20 | 4 | 16 | 20 | 360.00 | H27. 2. 28 (大規模修繕) | | |
| 文 鏡 町 両 出 65-2 | S43.4.1 | 100 | 30 | 42 | 72 | 673.21 | H 3. 5.25 (新築) | | |
| か わ た け 保育園 | 宮地町2000 | S43.5.1 | 60 | 29 | 31 | 60 | 950.00 | R4.7.1 (改築) | |
| あ さ ひ 森 の 保育園 | 坂本町鶴食2226-1 | S48.12.26 | 40 | 15 | 23 | 38 | 685.87 | R3.8.28(改築) | |
| わ か あ ゆ 保育園 | 大村町3916 | S55.2.20 | 50 | 24 | 27 | 51 | 662.48 | R5.1.6 (改築) | |
| 鏡 し ら ぬ い 保育園 | 鏡町内田742-12 | S58.3.5 | 55 | 26 | 37 | 63 | 743.96 | R3.5.29 (改築) | |
| 有 佐 保育園 | 鏡町中島1344 | H17.4.1 | 70 | 25 | 39 | 64 | 404.25 | S61. 3.31 (新築) | |
| 文 政 第 二 保育園 | 鏡町貝洲809-1 | H17.4.1 | 50 | 12 | 27 | 39 | 741.68 | H31. 3.31 (改築) | |
| 北 新 地 海 音 保育園 | 鏡町北新地709-3 | H27.4.1 | 60 | 22 | 40 | 62 | 667.42 | R5.4.1 (増築) | |
| 小 計 | 43園 | | 2,975 | 1,045 | 1,583 | 2,628 | | | |
| 合 計 | 51園 | | 3,555 | 1,138 | 1,799 | 2,937 | | | |

②施設型（認定こども園・幼稚園）

(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 名 称 | 所 在 地 | 認 可 年月日 | 定員 | 児 童 数 | | | 建築 面積 | 運営形態 |
|--------|--------------|-----------------|------------|-----|------------|------------|-----|----------|-------------|
| | | | | | 3 歳 未満児 | 3 歳 以上児 | 計 | | |
| 私 立 | 聖愛幼稚園 | 袋町 5-1 | H26. 4. 1 | 60 | 14 | 41 | 55 | 670.53 | 幼保連携型認定こども園 |
| | 八代ひかり 保育園 | 新地町 1-18 | H30. 4. 1 | 255 | 88 | 113 | 201 | 1266.44 | 保育所型認定こども園 |
| | 八千把 こども園 | 上野町 1268-2 | H31. 4. 1 | 165 | 44 | 111 | 155 | 957.53 | 保育所型認定こども園 |
| | 松寿幼稚園 | 郡築八番町 45-4 | H29. 4. 1 | 45 | 0 | 20 | 20 | 605.14 | 幼稚園 |
| | あけぼの 保育園 | 千丁町新牟田 141-1 | R2. 4. 1 | 115 | 40 | 61 | 101 | 405.00 | 保育所型認定こども園 |
| | ひので 保育園 | 三江湖町 1427-14 | R4. 4. 1 | 165 | 50 | 92 | 142 | 846.20 | 幼保連携型認定こども園 |

③地域型保育施設

(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 名 称 | 所 在 地 | 認 可 年月日 | 定員 | 児 童 数 | | | | 建築 面積 | 運営形態 |
|--------|-------|------------|------------|----|-------|-----|-----|----|----------|------------|
| | | | | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 | | |
| 私 立 | ありんこ園 | 妙見町 2377-3 | H27. 3. 31 | 12 | 2 | 3 | 5 | 10 | 309.31 | 小規模保育事業 A型 |
| | リス託児所 | 郡築八番町 45-4 | H27. 3. 31 | 18 | 1 | 0 | 8 | 9 | 58.55 | 〃 |
| | ブチとまと | 郡築一番町 179 | H27. 3. 31 | 8 | 0 | 2 | 3 | 5 | 70.20 | 事業所内保育事業 |

(2) 保育料

令和元年10月1日から3歳以上(4月1日現在)、令和5年9月1日から0~2歳児(4月1日現在)の保育料は無料

(3) こども医療費の助成

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | 子どもの医療費の全部または一部を助成する。 |
| 施 行 年 月 日 | 平成17年8月1日(平成31年3月22日一部改正) |
| 対 象 者 | 本市に居住し住民登録をしている者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| 助 成 額 | 医療費(通院及び入院に要した費用)の一部負担金の額(附加給付等がある場合はそれを控除した額)。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。 |
| 申 請 期 限 | 保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内 |
| 事 業 費 | 令和7年度 571,469千円 |
| 財 源 内 訳 | 県 44,028千円 ふるさと八代元氣づくり応援基金 509,504千円 市 17,937千円 ※県補助の対象は、4歳未満の乳幼児及び多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)において年齢が満4歳から満6歳到達後最初の3月31日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額 |
| R6年度実績 | 延べ253,695件 546,984千円 |

(4) 養育医療の給付

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | 身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。 |
| 施 行 年 月 日 | 平成25年4月1日(平成31年3月18日一部改正) |
| 対 象 者 | 出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳 |

| | |
|---------|--|
| | 未満の乳児 |
| 事 業 内 容 | 指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。 |
| 支 給 額 | 入院に要した医療費の一部負担金を控除した額 |
| 一部負担金 | 世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。 |
| 事 業 費 | 令和 7 年度 12,904 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国 (1/2) 県 (1/4) 市 (1/4) |
| R6 年度実績 | 延べ 93 件 9,455 千円 |

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。 |
| 施 行 年 月 日 | 平成 17 年 8 月 1 日 (令和元年 5 月 23 日一部改正) |
| 対 象 者 | 母子家庭の母及びその者が扶養している児童 父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童 ※対象となる児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20 歳未満の児童を扶養している者をいう。 |
| 助 成 額 | 医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）の 3 分の 2 を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。 |
| 申 請 期 限 | 保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内 |
| 事 業 費 | 令和 7 年度 26,662 千円 |
| 財 源 内 訳 | 県 (1/2) 市 (1/2) |
| R6 年度実績 | 延べ 13,618 件 26,335 千円 |

(6) 児童手当

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | 児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。 |
| 施 行 年 月 日 | 平成 24 年 4 月 1 日 (令和 6 年 9 月 27 日一部改正) |
| 対 象 者 | 0 歳から高校生年代まで(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間)の児童を養育している者 |
| 支給額（月額） | 0~3 歳児未満（第 1 子・第 2 子） 15,000 円 0~3 歳児未満（第 3 子以降） 30,000 円 3 歳以上～高校生（第 1 子・第 2 子） 10,000 円 3 歳以上～高校生（第 3 子以降） 30,000 円 |

令和 6 年度 10 月の法改正に伴い、「第 3 子以降」のカウント対象年齢が 22 歳年度末まで延長。ただし、18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子は、その子に対して監護に相当する日常的な世話等を行い、かつ、生計費の負担がある場合のみカウント対象となる。

| | |
|---------|--|
| 支 払 時 期 | 偶数月に、それぞれの前月分までを支給。(年 6 回) |
| 事 業 費 | 令和 7 年度 2,577,950 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国 2,062,360 千円 県 232,015 千円 市 283,575 千円 |
| R6 年度実績 | 延べ 162,523 件 1,978,665 千円 |

(7) 児童扶養手当

| | |
|---------|--|
| 目 的 | 父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。 |
| 事 業 内 容 | 児童を監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。 |
| 対 象 者 | 次の条件にあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）にある児童 ④父または母の生死が 1 年以上明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からの D V 保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童 |

支 給 額 (令和 7 年 4 月分から)

| 区 分 | 全部支給 | 一部支給 |
|----------|-------------|----------------------|
| 児童 1 人 | 月額 46,690 円 | 月額 46,680 円～11,740 円 |
| 〃 2 人目以降 | 11,030 円加算 | 11,020 円～5,520 円加算 |

支 給 制 限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11 月分から翌年 10 月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

| 扶養親族等 の数 | 受給者本人 | | 配偶者 扶養義務者 |
|-------------|----------------------------|-------------|--------------|
| | 全 部 | 一 部 | |
| 0 人 | 690,000 円 | 2,080,000 円 | 2,360,000 円 |
| 1 人 | 1070,000 円 | 2,460,000 円 | 2,740,000 円 |
| 2 人 | 1,450,000 円 | 2,840,000 円 | 3,120,000 円 |
| 3 人 | 1,830,000 円 | 3,220,000 円 | 3,500,000 円 |
| 4 人以上 | 1 人増えるごとに所得額に 380,000 円を加算 | | |

支 払 時 期 奇数月にそれぞれ前月分までを支給。（年 6 回）

事 業 費 令和 7 年度 645,667 千円

財 源 内 訳 国（1/3） 市（2/3）

R6 年度実績 受給者 1,227 人 677,374 千円

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。 |
| 施 行 年 月 日 | 平成 17 年 8 月 1 日（令和 6 年 10 月 31 日一部改正） |
| 対 象 者 | 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人 ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること ②対象資格の養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること |

| | |
|--------|---|
| | ④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く） ⑤訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと |
| 対象資格 | 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士 ※仕事をしながらの通信制も対象 |
| 支給期間 | 修業期間のうち上限は4年間 |
| 支給額 | 市町村民税非課税世帯は月額10万円、同課税世帯は月額7万5百円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金（市町村民税非課税世帯は5万円、同課税世帯は2万5千円）が支給される。（平成25年4月1日改正） 養成機関における修業の最後の1年間（12月間）については支給月額に4万円を加算する。 |
| 事業費 | 令和7年度 20,052千円 |
| 財源内訳 | 国（3/4） 市（1/4） |
| R6年度実績 | 14,616千円 |

（9）ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

| | |
|-------|---|
| 目的 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。 |
| 事業内容 | 対象講座の受講のための費用を支給する。 |
| 施行年月日 | 平成17年8月1日（令和6年10月31日一部改正） |
| 対象者 | 市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①母子・父子自立支援プログラム策定を受けている者であること ②支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ③過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く） |
| 対象講座 | ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座 |
| 支給額 | 対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額。 ただし、上限は20万円、下限は12千円とする。 ※雇用保険の受給資格があり、雇用保険の一般教育訓練給付の支給を受ける者に対しては、自立支援教育訓練給付金との差額を支給する。（平成29年4月1日改正） 専門実践教育訓練給付の指定講座で複数年間にわたり受講する場合は、支給額について40万円（年額上限）×修業年数とする。（上限160万円） 【追加給付について】 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の対象講座を受けるもので、受講修了1年以内に資格取得し、かつ、就職等した方が対象。支給額は合計で受講のために支払った費用の85%に相当する額（ただし、上限は60万円×修学年数〔最大240万円〕（専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方は、専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給））。 令和7年度 4,761千円 |

財源内訳 国 (3/4) 市 (1/4)
R6年度実績 1,026千円

(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業

| 目 的 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|------|--------|----------------|--|-------|------|---------------------|----|----|---------------|-----|------|---------|------|------|
| 事 業 内 容 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間もなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施 行 年 月 日 | 平成17年8月1日（令和3年5月18日一部改正） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対 象 世 帯 | 対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、 または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、 学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により 一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を 営むのに支障が生じている家庭 ③乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、 就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間 の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭 ※離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父も対象 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅） 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支 給 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利 用 者 負 担 | <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">利用世帯区分</th><th colspan="2">利用者負担額（1時間当たり）</th></tr><tr><th>子育て支援</th><th>生活援助</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護世帯 市県民税非課税世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td>児童扶養手当支給水準の世帯</td><td>70円</td><td>150円</td></tr><tr><td>前記以外の世帯</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></tbody></table> | | 利用世帯区分 | 利用者負担額（1時間当たり） | | 子育て支援 | 生活援助 | 生活保護世帯 市県民税非課税世帯 | 0円 | 0円 | 児童扶養手当支給水準の世帯 | 70円 | 150円 | 前記以外の世帯 | 150円 | 300円 |
| 利用世帯区分 | 利用者負担額（1時間当たり） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子育て支援 | 生活援助 | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活保護世帯 市県民税非課税世帯 | 0円 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童扶養手当支給水準の世帯 | 70円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 前記以外の世帯 | 150円 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 業 費 | 令和7年度 114千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財 源 内 訳 | 県 (3/4) 市 (1/4) | | | | | | | | | | | | | | | |
| R6年度実績 | 104千円 | | | | | | | | | | | | | | | |

(11) 地域子育て支援センター事業

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点における、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ⑤地域支援活動の実施 |
| 実 施 年 月 日 | 平成17年8月1日 |
| 実 施 施 設 | 6カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代 |

事 業 費 ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園)
 財 源 内 訳 令和7年度 43,975千円
 R6年度実績 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 43,582千円

(12) 病児・病後児保育事業

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。 |
| 事 業 内 容 | 保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童(医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童)の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士を配置した専用の施設で一時的に預かり、保育を行う。 |
| 実施年月日 | 平成17年8月1日 |
| 対 象 児 童 | 0歳～小学生まで |
| 実 施 施 設 | 4カ所 「キッズルーム」八代乳児院内子育て支援棟、 「キッズケアホーム」横手新町谷口ハイツ201、 「病児・病後児ハウスひかり」八代ひかり保育園横 「病児・病後児保育室ハグ・くむ」八代北部地域医療センター内 |
| 利 用 者 負 担 | 生活保護世帯 無料 市民税非課税世帯 1,000円/人 それ以外の世帯 2,000円/人 ※連続して利用する場合、2日目以降 1,000円/人 |
| 事 業 費 | 令和7年度 34,145千円 |
| 財 源 内 訳 | 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3) |
| R6年度実績 | 30,670千円 |

(13) 子育て短期支援事業

| | |
|---------|--|
| 目 的 | 一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 |
| 事 業 内 容 | 一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。 ①ショートステイ ②トワイライトステイ(平日の夜間または休日) |
| 実施年月日 | 平成17年8月1日 |
| 対 象 児 童 | 0歳～18歳まで |
| 実 施 施 設 | 2カ所(八代ナザレ園、八代乳児院)※里親委託あり(ショートステイのみ) |

利用者負担

| 区 分 | ショートステイ | トワイライトステイ | |
|------------------------|-----------------|-------------------|------------------|
| | | 夜間 17:00～22:00 | 休日 8:00～17:00 |
| 生活保護世帯 | 2歳未満児 0円 | 0円 | 0円 |
| | 2歳以上児 0円 | | |
| 市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯 | 2歳未満児 1,100円 | 300円 | 600円 |
| | 2歳以上児 1,000円 | | |
| 一般世帯 | 2歳未満児 5,000円 | 750円 | 1,350円 |

| | | | |
|--|-------|--------|--|
| | 2歳以上児 | 2,750円 | |
|--|-------|--------|--|

事 業 費 令和7年度 1,280千円
 財 源 内 訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R6年度実績 1,409千円

(14) 放課後児童健全育成事業

目 的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事 業 内 容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、放課後児童支援員等が身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。
 実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 小学校の児童
 委託料 開設日数及び児童数により変動
 (例: 250日、36~45人の場合、4,868,000円)
 ※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり
 ※その他、補助事業あり(放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業、放課後児童支援員等処遇改善事業〔月額9,000円相当賃金改善〕)
 実施クラブ 37クラブ
 事 業 費 令和7年度 351,208千円
 財 源 内 訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R6年度実績 302,575千円

(15) こどもプラザ事業

目 的 気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。
 事 業 内 容 地域子育て支援拠点事業
 主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。
 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 ・子育て等に関する相談・援助の実施
 ・地域の子育て関連情報の提供
 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 実施年月日 平成19年9月3日
 設置場所 こどもプラザすくすく(マックスバリュ八代店2階)
 こどもプラザわくわく(イオン八代店2階)
 開設日 こどもプラザすくすく 10:00~16:00(月・火・水・金)
 こどもプラザわくわく 10:00~16:00(月・火・水・木・金)
 事 業 費 令和7年度 16,672千円
 財 源 内 訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R6年度実績 15,931千円

(16) 子育て相談事業

目 的 子育て親子や妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所に利用者支援専門員を配置し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
 実施年月日 平成27年8月3日

| | |
|--------|------------------------|
| 設置場所 | こどもプラザわくわく内（イオン八代店2階） |
| 開設日 | 10:00～16:00（月・火・水・木・金） |
| 事業費 | 令和7年度 2,854千円 |
| 財源内訳 | 国（2/3） 県（1/6） 市（1/6） |
| R6年度実績 | 2,750千円 |

(17) ファミリー・サポート・センター事業

| | |
|--------|---|
| 目的 | 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として、会員相互で援助を行うことにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 事業内容 | 地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互に助け合う会員組織。 |
| 実施年月日 | 平成19年9月3日 |
| 設置場所 | 事務局：八代市役所こども家庭支援課内 |
| 事業費 | 令和7年度 3,203千円 |
| 財源内訳 | 国（1/3） 県（1/3） 市（1/3） |
| R6年度実績 | 2,831千円 |

(18) 児童福祉施設

| 施設名 | 経営主体 | 住所 | 設置年 | 入所定員 |
|--------|-------------------|------------|-------|------|
| 八代ナザレ園 | 社会福祉法人 八代ナザレ園 | 竹原町1447 | 明治33年 | 36人 |
| 八代乳児院 | 社会福祉法人 八代児童福祉会 | 郡築12番町71-2 | 昭和52年 | 15人 |

(19) 出産祝い金支給事業

| | |
|--------|--|
| 目的 | 市の次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的とする。 |
| 事業内容 | 次のいずれにも該当するものに祝い金を支給する。 (1) 出産をした者又はその配偶者等、対象新生児を監護・養育している者。 (2) 出産をした日において八代市に住民登録があり、かつ申請日までの間、市に住民登録があること。ただし、出産の日から申請日までの間に、支給の対象となる新生児が支給対象者と同一世帯に属していない期間がある場合（新生児が出生の翌日以降に死亡した場合、児童福祉法により施設入所等の措置が行われた場合を除く。）は支給しない。 (3) 申請以後1年以上、本市に居住の意思があること。 |
| 支給額 | 第1子 3万円 第2子 5万円 第3子以降 10万円 |
| 実施年月日 | 令和4年4月1日 |
| 事業費 | 令和7年度 40,000千円 |
| 財源内訳 | ふるさと八代元気づくり応援基金（10/10） |
| R6年度実績 | 第1子 224件 第2子 218件 第3子以降 153件 合計 595件 32,920千円 |

3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

| | |
|------------|---|
| 目 的 | 在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。 |
| 施行年月日 | 平成 17 年 8 月 1 日 |
| 助成対象 | 次の各号の条件に該当する者 ①本市に継続して 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって、介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者 イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児） ウ 療育手帳 A1 又は A2 を所持する者（児） ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者 |
| 助成の対象となる軽費 | 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改造するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。 ただし、改造を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。 |
| 助成額 | 助成対象限度額 50 万円（高齢者） 助成対象限度額 70 万円（障がい者） |

| 改造実施者の属する世帯の階層区分 | | 助成率 |
|------------------|---|--------|
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 3 分の 3 |
| B | 世帯の生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯 | 3 分の 3 |
| C | A、B 階層を除き、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯 | 3 分の 2 |

R 6 年度実績 高齢者 件数 1 件 (3 分の 3) 助成金額 500,000 円
障がい者 件数 1 件 (3 分の 3) 助成金額 700,000 円

(2) 後期高齢者医療制度

目的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上及び65歳以上で一定の障害がある人を対象に創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対象者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：23,760人(R7.3.31現在)

事業内容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
 - ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・資格確認書の引き渡し
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係及び滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・療養費関係支給申請書及び届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
 - ・被保険者資格の認定・管理
 - ・資格確認書の交付
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定及び支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額80万円

ア 熊本県の均一保険料（令和7年度）

均等割額 58,000円 所得割率 10.98%

イ 軽減措置

- a 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額は5割軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき（療養の給付）

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割）を自己負担する。※2割は令和4年10月から。

イ 入院したときの食事代（入院時食事療養費）

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費（入院時生活療養費）

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

- エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)
被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額療養費)

| 負担割合 | 負担区分 | 外来の限度額 | 入院及び世帯の限度額 |
|------|----------------------|---|-------------------------|
| 3割負担 | 住民税課税所得 690万円以上 | 252,600円+(かかった医療費-842,000円) ×1% [140,100円] ※2 | |
| | 住民税課税所得 380万円以上 | 167,400円+(かかった医療費-558,000円) ×1% [93,000円] ※2 | |
| | 住民税課税所得 145万円以上 | 80,100円+(かかった医療費-267,000円) ×1% [44,400円] ※2 | |
| 2割負担 | 一般 II (令和4年10月から) | 18,000円※1 または (6000円+(医療費-30,000円) × 10%) の低い方を適用 | 57,600円 [44,400円] ※2 |
| 1割負担 | 一般 I | 18,000円※1 | |
| | 低所得者II(区II) | 8,000円 | 24,600円 |
| | 低所得者I(区I) | | 15,000円 |

※1 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

※2 []内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

- オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)
被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額介護合算療養費)

| 負担割合 | 負担区分 | 年額(R6.8～R7.7) |
|------|-----------------|---------------|
| 3割負担 | 住民税課税所得 690万円以上 | 212万円 |
| | 住民税課税所得 380万円以上 | 141万円 |
| | 住民税課税所得 145万円以上 | 67万円 |
| 2割負担 | 一般 II | 56万円 |
| | 一般 I | |
| 1割負担 | 低所得者II(区II) | 31万円 |
| | 低所得者I(区I) | 19万円※ |

※低所得者I(区I)で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

- カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)
被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(一般IIは2割、現役並み所得者は3割)を自己負担する。※2割は令和4年10月から。
- キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)
急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額支払い、後から市町村窓口に申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。

ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)
葬祭を行った者に対して葬祭費 2万円が支給される。

事業運営年度推移（実績）

(金額単位：財政状況・千円)

| 項目 | | 年 度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|---------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 被保険者数（年間平均・人） | | 22,684 | 22,480 | 22,754 | 23,091 | 25,382 | | |
| 人口（年間平均・人） | | 125,527 | 124,154 | 122,779 | 121,681 | 120,193 | | |
| 加入率 | | 対人口比(%) | 18.1 | 18.1 | 18.5 | 19.0 | 20.0 | |
| 賦課 | 保険料率 | 所得割率(%) | 9.95 | 9.95 | 10.26 | 10.26 | 10.98 | |
| | | 均等割額(円) | 50,600 | 50,600 | 54,000 | 54,000 | 58,000 | |
| | 調定額（現年度分）(千円) | | 1,291,700 | 1,297,488 | 1,409,471 | 1,413,097 | 1,571,062 | |
| | 一人当たりの調定額（現年度分）(円) | | 56,943 | 57,717 | 61,944 | 61,197 | 66,622 | |
| | 賦課限度額(円) | | 640,000 | 660,000 | 660,000 | 660,000 | 800,000 | |
| 財政状況 | 後期高齢者医療特別会計 | 保険料 | 特別徴収 | 864,265 | 856,893 | 886,162 | 899,071 | 998,950 |
| | | | 普通徴収 | 422,121 | 436,311 | 516,106 | 508,612 | 565,931 |
| | | | 滞納繰越分 | 6,295 | 6,095 | 4,080 | 4,401 | 4,119 |
| | | 使用料及び手数料 | | 196 | 243 | 237 | 245 | 263 |
| | | 国庫支出金 | | 92 | — | — | — | — |
| | | 繰入金 | 事務費繰入金 | 71,183 | 75,502 | 76,373 | 79,594 | 82,325 |
| | | | 保険基盤安定繰入金 | 528,237 | 526,621 | 573,265 | 587,443 | 643,825 |
| | | 繰越金 | | 33,624 | 35,809 | 38,145 | 41,619 | 43,896 |
| | | 諸収入 | 延滞金及び過料 | 322 | 333 | 340 | 136 | 340 |
| | | | 保険料還付金 | 1,098 | 1,481 | 1,508 | 991 | 1,288 |
| | | | 還付加算金 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| | | | 受託事業収入 | 19,869 | 20,973 | 31,636 | 40,383 | 0 |
| | | | 預金利子 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 雜入 | 17 | 16 | 25 | 11 | 27 |
| | | | 返納金 | — | — | — | — | — |
| | 広域連合支出金 | | 2,087 | 2,675 | 8,074 | 0 | 0 | |
| | 歳入合計 | | 1,949,407 | 1,962,956 | 2,135,954 | 2,162,507 | 2,340,969 | |
| | 歳出 | 総務費 | 一般管理費 | 58,872 | 63,229 | 79,100 | 74,168 | 65,308 |
| | | | 徴収費 | 7,544 | 7,686 | 7,648 | 6,764 | 10,479 |
| | | 広域連合納付金 | 保険料納付金 | 1,290,820 | 1,297,295 | 1,403,215 | 1,409,943 | 1,566,253 |
| | | | 保険基盤安定負担金 | 528,236 | 526,621 | 573,265 | 587,443 | 643,825 |
| | | 健康保持増進事業費 | | 27,012 | 28,495 | 29,595 | 39,301 | 6,826 |
| | | 諸支出金 | 保険料還付金 | 1,115 | 1,482 | 1,510 | 992 | 1,290 |
| | | | 還付加算金 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| | 歳出合計 | | 1,913,599 | 1,924,811 | 2,094,335 | 2,118,611 | 2,293,985 | |
| 一般会計 | 歳入 | 県支出金 | 保険基盤安定負担金 | 396,178 | 394,966 | 429,949 | 440,582 | 482,868 |
| | | 諸収入 | 雜入 | 30 | 48 | 56 | 34,567 | 47,636 |
| | | 歳入合計 | | 396,208 | 395,014 | 430,005 | 475,149 | 530,504 |
| | 歳出 | 特別会計繰出金 | | 599,420 | 602,123 | 649,638 | 667,037 | 726,150 |
| | | 広域連合負担金 | 共通経費 | 57,709 | 57,067 | 68,549 | 79,394 | 73,951 |
| | | | 療養給付費 | 1,785,549 | 1,787,025 | 1,947,823 | 1,977,990 | 2,024,415 |
| | | 歳出合計 | | 2,442,678 | 2,446,215 | 2,666,010 | 2,724,421 | 2,824,516 |

(3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 号被保険者数 42,193 人 (令和 7 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)
- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割から 3 割を負担する。

また、認定審査により非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となるおそれの高い高齢者を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5% である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、令和 6 年度から令和 8 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27% である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者 23% の財源構成とされている。

b 保険料

・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市の令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の基準額は、年額 72,000 円と設定している。

・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せずする形で一括して徴収される。

②制度の具体的な内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階別の対象者

| 所得段階 | 対象者 | 割合 | 年間保険料額 (R6～R8年度) |
|-------|---|----------|---------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万9千円以下の人 | 基準額×0.26 | 18,700円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万9千円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.47 | 33,800円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人 | 基準額×0.68 | 48,900円 |
| 第4段階 | 世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の人 | 基準額×0.9 | 64,800円 |
| 第5段階 | 世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円を超える人 | 基準額 | 72,000円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 86,400円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額×1.3 | 93,600円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.5 | 108,000円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.7 | 122,400円 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額×1.8 | 129,600円 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額×1.9 | 136,800円 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額×2.0 | 144,000円 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人 | 基準額×2.1 | 151,200円 |

イ 介護保険給付の種類 (R7.4.1 現在)

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護+訪問看護）

c 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

d 市町村特別給付

- 介護用品購入費支給

ウ 介護保険サービス事業者数 (R7. 4. 1 現在)

a 介護保険施設

介護老人福祉施設 (10 施設)

| 施設名 | 住所 | 入所定数 | 利用件数 (R6年度) | 給付費 (R6年度) |
|---------|------------------|------|----------------|--------------------|
| 行楽園 | 八代市日奈久塩北町 2905 | 60名 | 7, 398 件 | 2, 313, 975, 256 円 |
| みなみ園 | 八代市日奈久塩南町 54 | 60名 | | |
| あさひ園 | 八代市上日置町 2345 | 50名 | | |
| すずらんの里 | 八代市葭牟田町 435 | 50名 | | |
| ま心苑 | 八代市敷川内町 2251-1 | 50名 | | |
| みやび園 | 八代市高島町 4221 | 50名 | | |
| 坂本の里一灯苑 | 八代市坂本町坂本 1071 | 50名 | | |
| 康和苑 | 八代市千丁町太牟田 1300-8 | 50名 | | |
| 安寿の里 | 八代市鏡町両出 880-1 | 80名 | | |
| ひかわの里 | 八代市東陽町南 752-1 | 30名 | | |

地域密着型介護老人福祉施設 (5 施設)

| 施設名 | 住所 | 入所定数 | 利用件数 (R6年度) | 給付費 (R6年度) |
|------------|----------------|------|----------------|-----------------|
| 希望 | 八代市興善寺町 495-1 | 29名 | 1, 712 件 | 570, 143, 082 円 |
| 八代草 | 八代市海士江町 2833-1 | 29名 | | |
| キャッスル麦島 | 八代市古城町 1938-1 | 29名 | | |
| サテライト 安寿の里 | 八代市鏡町内田 742-2 | 29名 | | |
| あさひ園みやじ | 八代市宮地町 169-1 | 29名 | | |

介護老人保健施設 (6 施設)

| 施設名 | 住所 | 入所定数 | 利用件数 (R6年度) | 給付費 (R6年度) |
|------------|----------------|------|----------------|--------------------|
| ハピネスケア日南 | 八代市日奈久塩北町 2922 | 80名 | 5, 990 件 | 1, 817, 154, 401 円 |
| 向春苑 | 八代市大福寺町 2411-1 | 80名 | | |
| リハリート桜十字八代 | 八代市古閑浜町 3401 | 85名 | | |
| 皇寿園 | 八代市高島町 4218 | 75名 | | |
| とまと | 八代市郡築一番町 180-1 | 100名 | | |
| かがみ苑 | 八代市鏡町塩浜 11-235 | 80名 | | |

介護医療院 (2 施設)

| 施設名 | 住所 | 入所定員 | 利用件数 (R6年度) | 給付費 (R6年度) |
|--------|--------------|------|----------------|-----------------|
| 八代敬仁病院 | 八代市海士江町 2817 | 35名 | 1, 027 件 | 364, 395, 699 円 |
| 平成病院 | 八代市大村町 720-1 | 33名 | | |

※介護保険施設（地域密着型除く）の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）(R7.4.1現在)

| サービス内容 | 事業者数 | 利用件数 (R6年度) | 給付費 (R6年度) |
|----------------------|------|----------------|----------------|
| 訪問介護 | 65 | 19,533件 | 1,869,303,857円 |
| 訪問入浴介護（介護予防） | 1 | 605件 | 38,470,840円 |
| 訪問看護（介護予防） | 123 | 6,494件 | 385,479,303円 |
| 訪問リハビリテーション（介護予防） | 89 | 998件 | 38,648,557円 |
| 居宅療養管理指導（介護予防） | 201 | 7,485件 | 83,329,276円 |
| 通所介護 | 45 | 21,287件 | 1,967,088,554円 |
| 通所リハビリテーション（介護予防） | 14 | 9,324件 | 650,970,625円 |
| 短期入所生活介護（介護予防：特養） | 13 | 2,947件 | 191,951,818円 |
| 短期入所療養介護（介護予防：老健） | 7 | 483件 | 33,281,731円 |
| 短期入所療養介護（介護予防：介護医療院） | 2 | 29件 | 2,808,683円 |
| 福祉用具貸与（介護予防） | 17 | 40,987件 | 449,853,646円 |
| 特定福祉用具販売（介護予防） | 36 | 716件 | 18,627,410円 |
| 住宅改修（介護予防） | | 586件 | 50,272,100円 |
| 特定施設入所者生活介護（介護予防） | 2 | 1,231件 | 209,188,494円 |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 45 | 53,792件 | 691,973,519円 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 | 207件 | 35,713,007円 |
| 地域密着型通所介護 | 33 | 7,895件 | 772,187,733円 |
| 認知症対応型通所介護（介護予防） | 6 | 1,224件 | 132,211,419円 |
| 小規模多機能型居宅介護（介護予防） | 8 | 2,215件 | 417,873,175円 |
| 認知症対応型共同生活介護（要支援） | 19 | 2,398件 | 658,418,905円 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1 | 334件 | 62,834,599円 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型） | 2 | 534件 | 139,576,304円 |

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額 (R7.4.1現在)

| 要介護度（支援） | 利用限度額（1カ月） | 要介護度 | 利用限度額（1カ月） |
|----------|------------|------|------------|
| 要支援1 | 50,320円 | 要介護1 | 167,650円 |
| 要支援2 | 105,310円 | 要介護2 | 197,050円 |
| | | 要介護3 | 270,480円 |
| | | 要介護4 | 309,380円 |
| | | 要介護5 | 362,170円 |

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定 対象は、八代市介護認定審査会の委員の定数は、120人以内とする。

審査会委員の定数

介護認定審査会 委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員の構成

委員数 110人（医療：51人 保健：29人 福祉：30人）（R7.4.1現在）

合議体

八代市介護認定審査会は、28の合議体を置く。

1の合議体を構成する委員の定数は、4人とする。

介護認定審査会

委員の任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 224回 申請者数（延べ人数） 7,686人

要介護・要支援認定者実人数（R7.3.31現在）

| 認定者数 | 要介護度別認定者数内訳 | | | | | | |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 8,474人 | 802人 | 1,473人 | 1,400人 | 1,525人 | 1,297人 | 1,251人 | 726人 |
| | 9.5% | 17.4% | 16.5% | 18.0% | 15.3% | 14.8% | 8.6% |

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成17年8月1日

補助概要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

R6年度実績 件数 0件 助成金額 0円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成17年8月1日

補足概要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援1件につき2千円を支給する。

R6年度実績 件数 2件 助成金額 4,000円

カ 八代市介護保険特別給付介護用品購入費支給 ※地域支援事業から H31 年度移行

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支 給 用 品 紙おむつ・尿取りパッド・お尻拭き・からだ拭き・清拭剤など

支給の方法 月額 8,000 円を上限の支給券を支給 ※1 割を自己負担

R6 年度実績 延べ件数 1,283 件 (実人員 220 人) 支給金額 8,396,560 円

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

| | |
|---------|---|
| 目 的 | 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、介護サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える取り組みである。対象者自身の状況に応じたサービスを利用しながら、自立を目指すことを目的とする。 |
| 実施年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| 対 象 者 | 要支援 1 要支援 2 の認定者 及び※事業対象者 ※「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者のこと。 |
| 事 業 概 要 | 地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となり、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体を組み合わせて実施する事業。 |

総合事業の内容と実績 (R7. 3. 31 現在)

| サービス内容 | 法人数 | 利用件数 (件) (R6 年度) | 事業費 (円) (R6 年度) |
|----------------|-----|---------------------|--------------------|
| 元気が出る学校 | 1 | 779 | 8, 259, 560 |
| 口腔機能の向上教室 | 1 | 8 | 72, 600 |
| スポット訪問リハビリ | 1 | 12 | 176, 959 |
| 介護予防訪問介護相当サービス | 21 | 291 | 6, 589, 055 |
| 介護予防通所介護相当サービス | 33 | 417 | 13, 862, 969 |
| えふろんケアサービス | 11 | 1, 807 | 15, 311, 620 |
| お達者クラブ | 29 | 8, 839 | 186, 453, 016 |
| 通所型サービス B | 3 | 639 | 344, 000 |
| 訪問型サービス B | 1 | 183 | 316, 590 |

②いきいきサロン事業

| | |
|---------|---|
| 目 的 | 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通した社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり（人づくり）」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。 |
| 実施年月日 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 対 象 者 | 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者 |
| 事 業 概 要 | 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるよう、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクレーション等を行う。 |
| R6 年度実績 | サロン数 219 カ所 参加者数 延べ 27, 212 人 実施回数 4, 932 回 |

③ふれあい高齢者訪問奉仕

| | |
|---------|--|
| 目 的 | ひとり暮らしや虚弱な高齢者を支援する社会づくりをめざし、併せて高齢者の社会参加と、いきがいづくり活動の一層の推進を図ることを目的とする。 |
| 実施年月日 | 平成 17 年 8 月 1 日 |
| 業務委託先 | 八代市老人クラブ連合会 |
| 対 象 者 | ひとり暮らし及び寝たきり老人 |
| 事 業 概 要 | 八代市老人クラブが事業主体となり、各単位クラブが実施する次の事業内容 (1) 話し相手 (2) 在宅福祉サービスの紹介 |

| | |
|---------------------|---|
| | (3) 家事援助 (4) 日常生活援助 (5) 介護援助 (6) 施設等での奉仕活動 |
| R6 年度実績 | 訪問延べ件数 8,458 件 |
| 訪 問 回 数 | (1週につき) 老人 1 人につき 1 回以上 |
| ④高齢者短期入所事業（ショートステイ） | |
| 目 的 | 高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に養護老人ホームで預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 施行年月日 | 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日） |
| 対 象 者 | 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの |
| 施 設 期 間 | 養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」 原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。 |
| 利 用 料 | 1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円） |
| R6 年度実績 | 延べ 8 件 延べ 89 日 |
| ⑤緊急通報装置設置（安心相談確保） | |
| 実施年月日 | 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日） |
| 対 象 者 | おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人 |
| 設 置 台 数 | 331 台（R7. 3. 31 現在） |
| 事 業 内 容 | 独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 |
| ⑥八代市食の自立支援事業 | |
| 目 的 | 食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。 |
| 施 行 年 月 | 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 28 年 4 月 1 日） |
| 対 象 者 | 本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの イ その他市長が特に必要と認めたもの ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 3 回以内（医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または中山間地域（坂本、東陽、泉地域）に居住される利用者にあっては、5 回以内）とする。 イ 配食の際ににおける安否確認 |
| 事 業 内 容 | |
| R6 年度実績 | 配食数 44,514 食 |

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成 19 年 4 月 1 日

主な業務

- ・第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- ・総合相談支援事業
- ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

設置数 6 カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日 平成 18 年 4 月 1 日

対象者 おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族

事業内容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設置数 2 カ所（泉町・坂本町）

（5）高齢者福祉施策

①長寿祝品の贈呈事業

目的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：令和 2 年 4 月 1 日）

受給資格

- (1) 当該年度の 9 月 15 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該年度中に百歳に到達し、又は到達する見込みの者。
- (2) 当該年度の 4 月 1 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、本市で最高齢の者。

祝品

| 区分 | 長寿祝品 |
|---------|-------------|
| 100 歳の者 | 表彰状及び記念品 |
| 最高齢の者 | 表彰状、記念品及び花束 |

R6 年度実績 （100 歳の者） 記念品贈呈者数 61 件

（最高齢の者） 最高齢者 107 歳 2 人（太田郷校区、鏡校区）

②老人クラブ結成状況

結成数 74 クラブ 会員数 2,172 人（R7. 3. 31 現在）

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設立 昭和 61 年 1 月 22 日

事務所所在地 八代市古城町 1719 番地 2（シルバーワークプラザ八代内）

目的 センターは定年退職後等において、臨時の、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事業概要 会員 1,322 人（R7. 3. 31 現在）

役員 任期 2 年

理事長・副理事長・常任理事（各 1 人）、理事（13 人）

令和 7 年度基本方針

- (1) 「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業の適正化と拡充を図る。
- (2) 定期的に未就業会員の状況把握を行い、適切なマッチング業務を進める。
- (3) 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
- (4) 高齢者活用・現役世代サポート雇用事業を柱として、適正就業の推進を図りながら、会員の就業の場の確保を図る。
- (5) 新規会員の入会促進と退会会員の抑制により、会員の増強を図る。

④西松江城老人憩いの家

事業内容 ア 各種集会に場所を提供すること
 イ 身上、健康等の各種相談に応じること
 ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
 エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使用範囲 ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
 イ その他市長が特に利用を認める者

| | | |
|-------|------------|-----------|
| 使 用 料 | 60 歳以上の者 | 1 日 200 円 |
| | 市長が利用を認めた者 | 1 日 300 円 |

全館貸切（浴場を除く）の場合、1 日につき 2,090 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日
 (施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載)
 R6 年度利用実績 利用者数延べ 2,383 人

⑤認知症高齢者見守りネットワーク事業

目 的 徘徊の恐れのある高齢者の事故を未然に防止し、その家族等が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊している高齢者を早期に発見できる G P S (全地球測位システム) 機能を有する機器（以下「徘徊探知機」という。）の利用に際し、その初期費用の一部を補助する。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 徘徊高齢者の要件

- ・ 65 歳以上の認知症による徘徊のおそれのある高齢者
- ・ 本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・ 市税に滞納がない者

イ 介護者の要件

- ・ 徘徊高齢者と同居している者又は徘徊高齢者の親族であって、当該徘徊高齢者を介護しているもの
- ・ 本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・ 市税に滞納がない者

対象経費 徘徊探知機の利用に係る初期費用

- ・ 徘徊探知機の本体の購入費
- ・ 徘徊探知機の附属機器の購入費
- ・ 加入手数料又は登録手数料

補助金額 対象経費に相当する額（上限 1 万円）

※徘徊高齢者一人につき 1 回限り

⑥家族介護支援事業（高齢者見守り QR コードシール）

目的 認知症等で徘徊の恐れのある高齢者に対し、QR コードシールを身に着けて頂くことで早期に発見できるようにするもの。

実施年月日 令和 5 年 1 月 1 日

対象者 徘徊の恐れのある高齢者。

R6 年度実績 7 件

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

目的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進事業を推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施主体 八代市・氷川町・八代市医師会・八代都市医師会

事業内容と実績（R7. 3. 31 現在）

| | |
|-------------------------|---|
| 地域の医療・介護の資源の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ● 八代圏域病院地域連携室調査等の各種データの更新 ● 有料老人ホーム等情報集調査 ● 在宅医療における 4 つの場面に関する調査 |
| 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療・介護多職種連携検討委員会：2 回 ● 八代地域の病院地域医療連携室ヒアリングの実施 |
| 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中連携会議：0 回 |
| 医療・介護関係者の情報共有の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 八代地域介護施設等一覧表の提供 ● 介護関連施設など相談窓口担当者案内の提供 ● 多職種連携ケア・カフェやつしろの開催：107 人 |
| 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援：16 件 |
| 医療・介護関係者の研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 八代地域医療・介護多職種連携研修会：2 回（基礎・実践編） ● マッシュアップ研修会：1 回：143 人 ● 高齢者関連施設管理者セミナー：1 回・101 人 |
| 地域住民への普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケア住民講演会：1 回・128 人 ● パンフレット等の作成・配布 ● 住民向け啓発講座：56 回・652 人 |
| 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ● 支援センター運営協議会：2 回 |

4 障がい者（児）福祉

（1）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登載数

(令和6年度末現在 単位：人)

| 障害区分 | 級区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|----------------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 視 覚 障 害 | | 110 | 111 | 17 | 21 | 43 | 11 | 313 |
| 聴覚・平衡機能障害 | | 11 | 126 | 86 | 207 | 5 | 272 | 707 |
| 音声、言語、そしゃく機能障害 | | 0 | 2 | 35 | 18 | 0 | 0 | 55 |
| 肢 体 不 自 由 | | 496 | 501 | 375 | 563 | 255 | 187 | 2377 |
| 内 部 障 害 | | 1157 | 13 | 190 | 484 | 0 | 0 | 1844 |
| 合 計 | | 1774 | 753 | 703 | 1293 | 303 | 470 | 5296 |

*障害区分毎の人数のため、実際の身体障害者手帳所持者数とは異なります。

②療育手帳台帳登載数

(令和6年度末現在 単位：人)

| A1 | A2 | B1 | B2 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|
| 234 | 272 | 520 | 873 | 1,899 |

③精神障害者保健福祉手帳台帳登載数

(令和6年度末現在 単位：人)

| 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|
| 250 | 947 | 294 | 1,491 |

（2）障害福祉サービス給付事業

目 的 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成18年4月1日

事 業 内 容

①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活に必要な介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

自立した生活に必要な知識や技術を身につけるための支援や、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助

費 用 負 担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財 源 内 訳 国1/2、県1/4、市1/4

令和6年度実績 事業費 3,164,166千円（扶助費）

サービス支給決定者数 1,251 人（実利用者数 1,137 人）

（3）補装具費の給付

| | |
|-----------|--|
| 目的・内容 | 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。 |
| 費用負担 | 原則、費用の一割。ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。 |
| 財源内訳 | 国 1/2、県 1/4、市 1/4 |
| 令和 6 年度実績 | 23,426 千円（扶助費） |

（令和 6 年度実績）

| 補装具名 | | 交 付 | | | 修 理 | | |
|---------------|---|-----|------------|---------|------------|--------|-----------|
| | | 件数 | 金 領（円） | | 件数 | 金 領（円） | |
| | | | 公費 | 自己負担 | | 公費 | 自己負担 |
| 視覚障害者 安全つえ | 者 | 5 | 24,826 | 1,077 | 25,903 | | |
| | 児 | | | | | | |
| 補聴器 | 者 | 87 | 5,640,383 | 165,601 | 5,805,984 | 28 | 483,425 |
| | 児 | 3 | 204,310 | 22,700 | 227,010 | 4 | 85,591 |
| 義肢 | 者 | 2 | 981,195 | 37,200 | 1,018,395 | 6 | 909,357 |
| | 児 | | | | | 1 | 114,147 |
| 装具 | 者 | 38 | 2,462,760 | 73,555 | 2,536,315 | 2 | 25,885 |
| | 児 | 50 | 2,615,438 | 235,432 | 2,850,870 | 2 | 16,600 |
| 電動車いす | 者 | 2 | 1,229,902 | 37,200 | 1,267,102 | 10 | 337,017 |
| | 児 | | | | | | |
| 車いす | 者 | 8 | 2,428,564 | 27,846 | 2,456,410 | 31 | 1,699,806 |
| | 児 | 2 | 830,993 | 37,200 | 868,193 | 2 | 343,562 |
| その他 | 者 | 14 | 1,587,695 | 4,857 | 1,592,552 | 5 | 238,818 |
| | 児 | 3 | 903,779 | 84,900 | 988,679 | 2 | 261,774 |
| 計 | 者 | 156 | 14,355,325 | 347,336 | 14,702,661 | 82 | 3,694,308 |
| | 児 | 58 | 4,554,520 | 380,232 | 4,934,752 | 11 | 821,674 |

（4）自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

| | |
|----------|---|
| じん臓機能障がい | 人工透析療法、CAPD(腹膜透析)、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法 |
| 心臓機能障がい | 弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのものは対象外 |
| 肢体不自由 | 関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外 |
| 免疫機能障がい | 抗HIV療法、免疫調整療法 |
| 訪問看護 | 形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPDの管理、中心静脈栄養の管理 |
| 視覚障がい | 角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など |
| 聴覚障がい | 人工内耳埋込み術、鼓室形成術など |
| 言語障がい | 外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など |
| 小腸機能障がい | 中心静脈栄養法など |
| 肝臓機能障がい | 肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法 |
| 財源内訳 | 国1/2、県1/4、市1/4 |
| 令和6年度実績 | 給付延べ件数 4,728件 医療給付費 200,564千円（扶助費） |

（5）自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。

対象となる疾患例

| 対象障がい | 症例 |
|----------------------|---|
| 肢体不自由 | 脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸 |
| 視覚障がい | 眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視 |
| 聴覚、平衡機能障がい | 小耳症、高度難聴、慢性中耳炎 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群 |
| 内臓機能障がい | (心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスブルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | |

給付の範囲 ○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並

| | |
|---------------------|---|
| 財源内訳 令和6年度実績 | びに施術 他 国 1/2、県 1/4、市 1/4 給付延べ件数 36 件 医療給付費 1,469 千円（扶助費） |
| (6) 地域生活支援事業 | |
| 目 的 | 障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 施行年月日 | 平成 18 年 10 月 1 日 |
| 事 業 内 容 | <p>①障害者相談支援事業</p> <p>障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>②基幹相談支援センター事業（R6.4.1～設置）</p> <p>地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務等を総合的に行う。</p> <p>③理解促進研修・啓発事業</p> <p>障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。</p> <p>④地域活動支援センター事業</p> <p>創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>⑤意志疎通支援事業</p> <p>聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。</p> <p>⑥日常生活用具等給付事業</p> <p>重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。</p> <p>⑦移動支援事業</p> <p>障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。</p> <p>⑧訪問入浴サービス事業</p> <p>自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。</p> <p>⑨日中一時支援事業（日中短期入所事業、障がい児タイムケア事業）</p> <p>障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。</p> <p>⑩手話奉仕員養成研修事業</p> <p>聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。</p> <p>⑪社会参加促進事業</p> |

- ・障がい者スポーツ大会開催事業
- ・点字・声の市報発行事業
- ・自動車運転免許取得助成事業
- ・自動車改造助成事業

⑫知的障がい者職親委託制度事業

就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

⑬福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑭成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和6年度実績 事業費 140,468 千円

(7) 障がい児通所支援事業

目 的 児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 24 年 4 月 1 日

事 業 内 容 ①児童発達支援

未就学の障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態その他これに順ずる状態であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

⑤保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和6年度実績 事業費 586,578 千円（扶助費）

サービス支給決定者数 924 人（実利用者数 858 人）

(8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

| | |
|----------|---|
| 目 的 | 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 |
| 重度心身障がい者 | 八代市においては、次に掲げる者をいう。 ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。 ②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。 |
| 受 給 資 格 | 上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。 ①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。 ②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。 |
| 支給の内容 | ①重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を次の区分により支給する。 ア 通院については、自己負担額から1,000円を引いた額 イ 入院については、自己負担額から2,000円を引いた額 ②次の各号に規定するものについては、助成金の対象としない。 ア 入院時食事費の標準負担額 イ 訪問看護利用料（介護保険対象分） ウ 老人保健施設の利用料 エ 差額ベッド料 オ 保険給付対象外の容器代等 カ 身体障がい者（児）の補装具の交付又は修理に係る徴収金 ③重度心身障がい者の属する世帯の前年の所得が、その人員の数に応じ定める額を超えるとき、その年の8月から翌年7月までは支給の対象としない。 |
| 財 源 内 訳 | 県1/2、市1/2 |
| 登 録 者 | 2,965人（令和7年3月31日現在） |
| 令和6年度実績 | 助成延べ件数 46,030件（対象者：3,087人） 助成金額 214,146千円（扶助費） |

(9) 特別障害者手当等の支給

| | |
|----------|---|
| ①特別障害者手当 | 昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られている。 |
| 支給対象 | 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）（受給者：122人） |
| 対象外 | 施設入所者、3カ月以上の入院者 |
| 手当額 | 令和7年4月現在：月額 29,590円 |
| ②障害児福祉手当 | |

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）（受給者：55人）

対象外 施設入所者

手当額 令和7年4月現在：月額 16,100円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）（受給者：6人）

手当額 令和7年4月現在：月額 16,100円

(10) その他の障がい者福祉

○身体障害者福祉電話

設置 昭和50年6月24日

貸与対象者 八代市に3カ月以上居住し、現に電話を保有しない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属する外出困難な在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1級又は2級）でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要があると認められる者

貸与期間 5年、現在設置台数0台（R7.3.31現在）

電話料金 使用者の自己負担

○ヘルプマーク・ヘルプカード

事業概要 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、平成24年に東京都によって作成されたマーク。平成29年7月に日本工業規格（JIS）に認定されて全国共通マークとなり、全国の自治体で導入が広がっている。八代市では、熊本県との業務の共同実施により令和4年4月1日から交付事務を開始。

対象者 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々

申請方法 所定の申込書を提出（ヘルプカードは申込書不要）

配付場所 八代市役所障がい者支援課窓口

各支所地域振興課窓口（ヘルプカードのみ）

○ハートフルパス

事業概要 公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要な方に対して、熊本県内共通の利用証（ハートフルパス）を交付する制度。八代市では、熊本県との業務の共同実施により令和6年6月3日から交付事務を開始。緑色（身体障がい者等の手帳対象者、高齢者等）とオレンジ色（妊産婦やけがをした人等）がある。

対象者 熊本県が定める利用証交付基準に該当する方

有効期間 緑色：有効期限なし

オレンジ色：有効期限に区別あり

妊産婦：（単胎児）妊娠7か月から子が満1歳を迎える月末まで

（双子）母子手帳取得時から子が満2歳を迎える月末まで

（三つ子以上）母子手帳取得時から子が満3歳を迎える月末まで

けが人：車いす、杖等使用期間

申請方法 所定の申請書を提出
配布場所 八代市役所障がい者支援課及び介護保険課、健康推進課窓口、福祉総合窓口、八代市保健センター、鏡保健センター、各支所地域振興課

(11) 障害福祉サービス事業所

○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町 1704）（※指定管理者制度導入・H20年6月1日～）
設置年月日 平成 20 年 6 月 1 日
設置目的 障がい者が働く意欲と能力を發揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。
施設種別 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所
工 期 着工 平成 19 年 7 月 13 日 竣工 平成 20 年 5 月 25 日
工事費 624,000 千円
敷地面積 6,733.44 m²
建物面積 2,243.71 m²
建物の構造 鉄骨造平屋建
施設内容 本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ
別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室
定員 77 人
現員数 85 人（R7.3.31 現在）※登録者数
事業内容 ア 就労移行支援事業
イ 就労継続支援B型事業
ウ 生活介護事業
生産活動 パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業
運営 指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職員数 20 人

(12) 八代市障がい者サポーター制度

目的 「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」の実現を目指し、障がいの特性及び必要な配慮についての市民の理解の促進並びに障がい者の暮らしの充実及び社会参加の促進を図る。
施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日
役割 研修を受講した障がい者サポーター及び障がい者サポート企業・団体により次の事項を行う。
①障がい及び障がい者について積極的に理解する。
②暮らしの中で障がい者に対して配慮する。
③障がい福祉に関するボランティア活動、イベント等に参加する。
④家庭、職場、学校等地域社会において制度の普及活動を行う。
⑤地域で生活する障がい者の見守りやその家族への支援を行う。
事業費 令和 6 年度 0 円
令和 6 年度実績 障がい者サポーター 282 人（累計 3,702 人）
サポート企業・団体 3 社・団体（累計 41 社・団体）

5 国民年金

(1) 加入状況

| 区分 | | 年度 | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|------|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者 | 第1号被保険者 | (人) | 14,828 | 14,111 | 13,963 | 13,808 | 13,498 |
| | 任意加入 | (人) | 118 | 98 | 108 | 106 | 115 |
| | 小計 | (人) | 14,946 | 14,209 | 14,071 | 13,914 | 13,613 |
| | 第3号被保険者 | (人) | 5,358 | 5,105 | 4,688 | 4,391 | 3,984 |
| | 合計 | (人) | 20,304 | 19,314 | 18,759 | 18,305 | 17,597 |

| 区分 | | 年度 | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被保険者 | 法定免除 | (人) | 1,515 | 1,572 | 1,560 | 1,576 | 1,553 |
| | 申請免除 | (人) | 6,194 | 6,082 | 6,194 | 6,117 | 6,098 |
| | 合計 | (人) | 7,709 | 7,654 | 7,754 | 7,693 | 7,651 |
| | 免除率 | (%) | 52.0 | 54.2 | 55.5 | 55.7 | 56.7 |

(2) 国民年金保険料

| 区分 | | 年度 | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 定額保険料 | (円) | 16,540 | 16,610 | 16,590 | 16,520 | 16,980 | |
| 付加保険料 | (円) | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | |

(3) 納付状況

| 区分 | | 年度 | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 納付対象月数 | (月) | 92,820 | 86,038 | 83,148 | 80,598 | 80,366 | |
| 納付月数 | (月) | 68,122 | 66,214 | 65,132 | 64,608 | 65,102 | |
| 納付率 | (%) | 73.4 | 77.0 | 78.3 | 80.2 | 81.0 | |

(4) 適用状況

| 区分 | | 年度 | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|---------------|-----|------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 学生 | (人) | * ¹ 1 | 0 | 2 | 2 | 1 | |
| 適用もれ者 | (人) | 26 | 70 | 133 | 104 | 326 | |
| 20歳到達者 | (人) | 851 | 756 | 743 | 780 | 742 | |
| 第2号被保険者からの移行者 | (人) | 2,600 | 2,299 | 2,247 | 2,563 | 2,239 | |
| 外国からの転入 | (人) | 306 | 43 | 1,081 | 877 | 748 | |
| その他 | (人) | 415 | 361 | 372 | 331 | 325 | |
| 合計 | (人) | 4,199 | 3,529 | 4,578 | 4,657 | 4,381 | |

* 1: R1.10～学生と20歳到達統合 R2は職権調査によるもの

(5) 保険料及び年金額

| 保険料（令和7年4月現在） | | 改正前 | 改正後 |
|---------------|----|------------|--------------------|
| 定額保険料 | | 16,980円 | 17,510円〔昭和31年4月1日〕 |
| 付加保険料 | | 400円 | 400円〔以前生まれの人〕 |
| 年金額（令和7年4月現在） | | | |
| 老齢基礎年金 | | 816,000円 | 831,700円 |
| 障害基礎年金 | 1級 | 1,020,000円 | 1,039,625円 |
| | 2級 | 816,000円 | 831,700円 |
| 遺族基礎年金（子1人） | | 1,050,800円 | 1,071,000円 |
| 基本 | | 816,000円 | 831,700円 |
| 子の加算 | | 234,800円 | 239,300円 |
| 3子以降の加算 | | 78,300円 | 79,800円 |

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター (八代市西松江城町 2-17)

| | |
|---------|---|
| 開 館 | 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 設 置 目 的 | 社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。 |
| 敷 地 面 積 | 1,851.51 m ² |
| 工 期 | 着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート 2 階建 |
| 延 床 面 積 | 本館 855.36 m ² (1・2 階とも 427.68 m ²) 別館 178.17 m ² (西松江城老人憩いの家) |
| 施 設 内 容 | 本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ、機械室、倉庫 本館 2 階 相談室、会議室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室 別 館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室 |
| 工 事 費 | 125,370 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国庫補助金 (工業再配置促進費補助金) 100,000 千円 一般財源 25,370 千円 |
| 使 用 料 | 令和 4 年 4 月 1 日施行 |
| 区 分 | 9 時～12 時 13 時～17 時 9 時～17 時 |
| 東会議室 | 640 円 850 円 1,280 円 |
| 西会議室 | 640 円 850 円 1,280 円 |
| 冷暖房 | (1 時間) 100 円 |

(2) 八代市坂本地域福祉センター (八代市坂本町荒瀬 1307)

| | |
|----------------|--|
| 開 館 | 平成 8 年 3 月 1 日 |
| 敷 地 面 積 | 12,964 m ² |
| 工 期 | 着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 延 床 面 積 | センター 1,298.66 m ² 車庫 61.5 m ² |
| 施 設 内 容 | 玄関、事務室、ロビー、相談室、ボランティア室、湯沸室、研修室、会議室、便所、倉庫、外部機械室 |
| 工 事 費 | 562,319 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円 地 方 債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円 |
| 事 業 | ①地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業 ②生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業 ③健康増進に関する事業 ④地域福祉活動支援事業 ⑤幼児児童健全育成事業 ⑥その他市長が必要と認める事業 |
| 使 用 料 | 令和元年 10 月 1 日施行 |
| 区 分 | 料 金 |
| 訓 練 機 器 | 1 回につき 100 円 |
| 施設使用料 会議室・研修室等 | 1 団体の 1 時間につき 260 円 |

(3) 八代市鏡地域福祉センター (八代市鏡町鏡村 720)

| | |
|---------|--|
| 開 館 | 平成 4 年 3 月 27 日 |
| 敷 地 面 積 | 5,713.3 m ² |
| 工 期 | 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日 |

| 建物の構造 | 鉄骨造平屋建（一部コンクリートブロック補強造） | | | | | | |
|-------|---|----|-----|----|---------|----|---------|
| 延床面積 | 699.50 m ² | | | | | | |
| 施設内容 | 玄関、ホール、事務室、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、相談室、機械室、倉庫 | | | | | | |
| 工事費 | 111,001千円 | | | | | | |
| 財源内訳 | 国庫補助金 48,173千円 地方債 61,600千円 | | | | | | |
| 一般財源 | 1,228千円 | | | | | | |
| 事業 | ①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助 ②老人の生業及び就労等の指導 ③老人の後退機能の回復訓練 ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供 ⑤前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める業務 | | | | | | |
| 使用料 | 令和元年10月1日施行 | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内</td> <td>1日 100円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1日 210円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 使用料 | 市内 | 1日 100円 | 市外 | 1日 210円 |
| 区分 | 使用料 | | | | | | |
| 市内 | 1日 100円 | | | | | | |
| 市外 | 1日 210円 | | | | | | |

(4) 八代市東陽地域福祉センター（八代市東陽町南1075）

| | |
|-------|--|
| 開館 | 平成7年12月1日 |
| 敷地面積 | 3,401.92 m ² |
| 工期 | 着工 平成7年1月25日 竣工 平成7年11月10日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 延床面積 | 1846.47 m ² |
| 施設内容 | 調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等 |
| 工事費 | 543,396千円 |
| 財源内訳 | 国・県補助金 234,018千円 地方債 265,100千円 一般財源 44,278千円 |
| 事業 | ①福祉活動の推進に関すること ②健康保持増進に関すること ③前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める事項に関するこ |

使用料 令和元年10月1日施行

| 区分 | 9時から12時まで | 13時から17時まで | 9時から17時まで | 冷暖房使用料 (1時間当たり) |
|-------|-----------|------------|-----------|--------------------|
| 集団検診室 | 890円 | 1,220円 | 1,670円 | 210円 |
| 研修室 | 440円 | 550円 | 890円 | 100円 |
| 調理実習室 | 1,000円 | 1,340円 | 1,790円 | 100円 |
| 健康相談室 | 440円 | 550円 | 890円 | 100円 |
| 母子指導室 | 440円 | 550円 | 890円 | 100円 |
| 相談室 | 220円 | 330円 | 440円 | 100円 |
| 陶芸窯 | | | | 320円(1時間当たり) |

(5) 八代市泉地域福祉センター（八代市泉町下岳2974）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

開館 平成6年4月1日
敷地面積 10519.73 m²（泉憩いの家と共有）

工期 着工 平成 5年8月2日 竣工 平成 6年1月31日
 (工期増築分)
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 延床面積 1335.29 m²
 施設内容 デイサービス部門
 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、
 玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所
 居住部門
 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下
 ヘルパーステーション他
 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下
工事費
財源内訳
 国庫支出金 43,460千円
 県支出金 21,730千円
 地方債 224,500千円
 基金等 142,000千円
 一般財源 8,608千円
 } 泉憩いの家分を含む
増築工事費
増築財源内訳
 県補助金 19,892千円
 地方債 9,100千円
 一般財源 599千円
 } 居住部門増築分
事業
 ①介護保険法に規定する通所介護に関すること
 ②介護保険法に規定する第1号通所事業に関すること
 ③居住部門事業に関すること
 ④一般入浴事業に関すること

使用料 令和5年4月1日施行

| 区分 | | | 金額 |
|------|---|------------------------------|---------|
| 浴場 | 市内 | 大人（中学生以上） | 100円 |
| | | 子供（小学生以下） | 50円 |
| | 市外 | 大人（中学生以上） | 210円 |
| | | 子供（小学生以下） | 100円 |
| 居住設備 | 収入区分別使用料 (利用者1人につき 1月ごとに基本使用 料に加算) | 1,200,000円以下 | 0円 |
| | | 1,200,001円以上 1,300,000円以下 | 4,000円 |
| | | 1,300,001円以上 1,400,000円以下 | 7,000円 |
| | | 1,400,001円以上 1,500,000円以下 | 10,000円 |
| | | 1,500,001円以上 1,600,000円以下 | 13,000円 |
| | | 1,600,001円以上 1,700,000円以下 | 16,000円 |
| | | 1,700,001円以上 1,800,000円以下 | 19,000円 |
| | | 1,800,001円以上 1,900,000円以下 | 22,000円 |
| | | 1,900,001円以上 2,000,000円以下 | 25,000円 |
| | | 2,000,000円以上 | 30,000円 |

備考 居住設備の利用者は、この表に定める使用料のほか、光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない。

(6) 八代市柿迫生きがいセンター (八代市泉町柿迫 5157-2) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

| | |
|---------|---|
| 開 館 | 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 敷 地 面 積 | 1291.30 m ² |
| 工 期 | 着工 平成 14 年 10 月 9 日 竣工 平成 15 年 3 月 4 日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 延 床 面 積 | 267.35 m ² |
| 施 設 内 容 | 世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下 |
| 工 事 費 | 40,804 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 26,101 千円 地 方 債 12,900 千円 一 般 財 源 1,803 千円 |
| 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ①市民の福祉保健活動の推進に関すること ②市民の健康管理及び健康保持増進に関すること ③高齢者の福祉保健の増進に関すること ④障がい者（障がいのある児童を含む。以下同じ。）の福祉の増進に関すること ⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関すること ⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関すること |

| 使 用 料 | | | 令和元年 10 月 1 日 施行 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 区 分 | | 使 用 料 | 備 考 |
| 施設利用料 (団体のみ) | 65 歳以上 (障がい者を含む) | 無 料 | 市外居住者の 使用料は 2 倍とする |
| | 一 般 10 人未満 10 人以上 | 1 人当たり 100 円 1,060 円 | |
| 入浴利用料 | 65 歳以上 (障がい者を含む) | 100 円 | |
| | 一 般 (中学生以上 65 歳未満) | 210 円 | |

(7) 八代市泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

| | |
|---------|---|
| 開 館 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 敷 地 面 積 | 10519.73 m ² (泉地域福祉センターと共有) |
| 工 期 | 着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 延 床 面 積 | 215.99 m ² |
| 施 設 内 容 | 和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所 |
| 工 事 費 | 440,298 千円 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 43,460 千円 県 支 出 金 21,730 千円 地 方 債 224,500 千円 基 金 等 142,000 千円 一 般 財 源 8,608 千円 |
| 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと |
| 使 用 料 | 無料 |

(8) 八代市五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原又 1-1) *休止中

| | |
|---------|---|
| 開 館 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 敷 地 面 積 | 3717.34 m ² (五家荘デイサービスセンターと共有) |

| | |
|-------|---|
| 工 期 | 着工 平成 11 年 6 月 19 日 竣工 平成 11 年 9 月 30 日 |
| 建物の構造 | 軽量鉄骨造平屋建鉄板葺 |
| 延床面積 | 308.05 m ² |
| 施設内容 | 給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下 |
| 工事費 | 35,968 千円 |
| 財源内訳 | 県補助金 14,630 千円 地方債 16,400 千円 一般財源 4,938 千円 |
| 事業業 | ①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応すること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと |
| 使用料 | 無料 |

(9) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)

(※指定管理者制度導入・H19年度～)

| | |
|-------|---|
| 開 館 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 敷地面積 | 3,717.34 m ² (五家荘憩いの家と共有) |
| 工 期 | 着工 平成 10 年 8 月 8 日 竣工 平成 11 年 2 月 15 日 |
| 建物の構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 延床面積 | 360.24 m ² |
| 施設内容 | 事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラ室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、玄関、廊下 |
| 工 事 費 | 149,610 千円 |
| 財源内訳 | 県補助金 28,970 千円 地 方 債 53,500 千円 基 金 等 20,000 千円 一 般 財 源 47,140 千円 |
| 事 業 | ①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること |
| 使 用 料 | 介護保険法等に定める額 |

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

| | |
|-------|---|
| 工 期 | 着工 平成 2 年 6 月 25 日 竣工 平成 3 年 3 月 28 日 |
| 敷地面積 | 6,087.06 m ² |
| 建 物 | 鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ² |
| 延床面積 | 1,344.14 m ² |
| 主な施設 | 1 階 (事務室、集団検診室 (大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2 階 (栄養指導室、保健指導室 (和室)、保健指導室 (大・小)) |
| 総 工 費 | 612,974 千円 内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円 等 |

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1) 令和 6 年 7 月 鏡支所内に機能を移設 主な施設 2 階 (けんしんルーム：問診待機室、診察室 2、相談室、保健指導室 2)

(3) 八代市千丁健康温泉センター (八代市千丁町新牟田 1433)

| | |
|-------|--|
| 開 館 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 敷地面積 | 4,409 m ² (八代市公民館と共有) |
| 工 期 | 着工 平成 6 年 10 月 13 日 竣工 平成 8 年 2 月 23 日 |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建 |
| 延床面積 | 2183.946 m ² (八代市公民館と共有) |
| 施設内容 | 浴室、休憩室、2 階和室 (もくせい、きく)、展示ギャラリー等 |
| 工 事 費 | 2,451,192 千円 (全体) |

財源内訳 地方債 1,727,400千円 基金 611,110千円
 一般財源 112,682千円

事業 ①入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関すること
 ②前号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

使用料 令和元年10月1日施行

| 区分 | | 使用料 | 回数券(12枚) |
|----|--------------|------|----------|
| 大人 | 中学生以上 | 420円 | 4,200円 |
| | 65歳以上及び障がい者等 | 320円 | 3,200円 |
| 子供 | 4歳以上小学生以下 | 320円 | 3,200円 |
| | 3歳以下 | | 無料 |

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と令和6年度実績については243ページ参照

| 事業名 | 事業内容 | | 令和6年度 利用人数(実施数) |
|----------------------|------------------------------|------------------------|--------------------|
| 1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業 | ※健康診査 | 特定健康診査 * | 6,624人 |
| | | 高齢者健診（医科健診） | 2,877人 |
| | | 高齢者健診（歯科健診） | 44人 |
| | | 特定保健指導事業(初回面接実施者数) | 510人 |
| 2. 健康増進事業 | 健康診査 | 基本健診 | 34人 |
| | | 肺がん検診 * | 6,528人 |
| | | 大腸がん検診 * | 5,681人 |
| | | 胃がん検診 | 2,271人 |
| | | 腹部超音波検診 * | 6,397人 |
| | | 乳がん検診 | 4,041人 |
| | | 子宮頸がん検診 | 3,687人 |
| | | 前立腺がん検診 | 286人 |
| | | 歯周病検診 | 99人 |
| | ヤング健診 | 肝炎ウイルス検診（個別勧奨） | (40歳のみ) 232人 |
| | | 基本健診及び歯周病検診 | (基本健診のみ) 406人 |
| | | 腹部超音波検診 | 324人 |
| 3. 食生活改善推進事業 | 健康教育 | 乳がん検診（超音波検査） | 182人 |
| | | 子宮頸がん検診 | 178人 |
| | | 集団健康教育 | 191人 (10回) |
| | 健康相談 | 重点健康相談 | 1,184人 (380回) |
| | | 総合健康相談 | 218人 (84回) |
| | 訪問指導 | | 34人 |
| | | 39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問 | 延4,676人 |
| | ※食生活改善推進員が開催した教室への参加者数及び実施回数 | | 1,394人 (42回) |
| | 4. 結核検診事業 | | 6,273人 |
| 5. 精神保健事業（相談・訪問・講演会） | | 754人 (126回) | |
| 6. 歯科保健事業 | 歯科健康教育 | 歯科健康教育 | 632人 (22回) |
| | | 心身障害児（者）歯科健康教育 | 76人 (7回) |
| | | 歯の祭典 | 807人 |
| | | 2歳児歯科健診 | 559人 |
| | | バースデー予防歯科（1歳児フッ化物歯面塗布） | 519人 (23回) |
| | | フッ化物洗口実施園 | 42園 |
| | | フッ化物洗口実施小中学校 | 40校 |
| | 定期予防接種 | 4ヶ月児健診 | 592人 (42回) |
| | | 7ヶ月児健診 | 622人 (39回) |
| 7. 母子保健事業 | | 1歳6ヶ月児健診 | 673人 (39回) |
| 教育・相談等 | 3歳児健診 | 792人 (39回) | |
| | 妊婦健康診査 | 1,026人 (延7,895人) | |
| | 妊婦歯科健診 | 360人 | |
| | 産婦健診 | 515人 | |
| | 母子健康手帳交付 | 647人 | |
| 定期予防接種 | こども発達相談 | 134組 (48回) | |
| | ウエルカムベビー教室（両親学級） | 209人 | |
| | 産後ケア事業 | 203人 (延731回) | |
| | すまいる広場（離乳食教室） | 85人 | |
| | 個別相談（電話相談含む） | 4,989人 | |
| 8. 予防接種事業 | 定期予防接種 | 訪問指導 | 1,777人 |
| | | 五種混合 | 1,584人 |
| | | 三種混合 | 2人 |
| | | 四種混合 | 890人 |
| | | 二種混合 | 738人 |
| | | 不活化ポリオ | 0人 |
| | | 日本脳炎 | 4,073人 |
| | | 麻しん・風しん・MR | 1,484人 |
| | | B C G | 626人 |
| | | 水痘 | 1,279人 |
| | 任意予防接種 | 子宮頸がん | 3,371人 |
| | | ヒブ | 795人 |
| 9. 不妊治療費助成事業 | 小児用肺炎球菌 | | 2,384人 |
| | B型肝炎 | | 1,723人 |
| | ロタ | | 1,204人 |
| | インフルエンザ（高齢者） | | 22,756人 |
| | 高齢者の肺炎球菌 | | 445人 |

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」特定健診利用人数は、受診者総数であり、法定報告対象者数とは異なる。

*国保人間ドック受診者を含む受診者総数である。

8 医療機関

(1) 経営別医療機関

(令和7年4月1日現在)

| | 公営・公的 | 法人 | 個人 | 計 | 病床数(床) | | |
|-----------|-------|-----|----|-----|--------|-----|-------|
| 病院 | 2 | 8 | 0 | 10 | (内訳) | 精神 | 775 |
| | | | | | 結核 | 0 | |
| | | | | | 感染症 | 4 | |
| | | | | | 療養 | 477 | |
| | | | | | その他 | 927 | |
| 医院(診療所) | 3 | 80 | 29 | 112 | | | 243 |
| 歯科医院(診療所) | 1 | 24 | 35 | 60 | | | 0 |
| 計 | 6 | 112 | 64 | 182 | | | 2,426 |

(2) 診療科別医療機関

| | | | | | | | |
|----------|------|---------|--------|------------|--------|------|------|
| 診療科別医療機関 | 内科 | 心療内科 | 精神科 | 神経科 | 神経内科 | 呼吸器科 | 消化器科 |
| 機関数 | 89 | 4 | 8 | 2 | 3 | 13 | 8 |
| 診療科別医療機関 | 胃腸科 | 循環器科 | アレルギー科 | リウマチ科 | 小児科 | 外科 | 整形外科 |
| 機関数 | 13 | 14 | 7 | 8 | 16 | 24 | 18 |
| 診療科別医療機関 | 形成外科 | 美容外科 | 脳神経外科 | 呼吸器外科 | 心臓血管外科 | 小児外科 | 性病科 |
| 機関数 | 1 | 0 | 6 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 診療科別医療機関 | こう門科 | 皮膚泌尿器科 | 皮膚科 | 泌尿器科 | 産婦人科 | 産科 | 婦人科 |
| 機関数 | 3 | 0 | 11 | 7 | 3 | 3 | 3 |
| 診療科別医療機関 | 眼科 | 耳鼻いんこう科 | 気管食道科 | リハビリテーション科 | 放射線科 | 歯科 | 矯正歯科 |
| 機関数 | 8 | 7 | 2 | 18 | 11 | 59 | 22 |
| 診療科別医療機関 | 小児歯科 | 歯科口腔外科 | 麻酔科 | | | | |
| 機関数 | 35 | 20 | 7 | | | | |

(3) 救急告示医療機関

| 種別 | 総数 | 外科 | 内科 |
|-----|----|----|----|
| 病院 | 2 | 2 | 2 |
| 診療所 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 3 | 2 | 3 |

(4) 一次救急医療

① 休日当番医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝日、午前9時～午後5時

(5月3日～6日、12月31日～1月3日も診療)

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝日、五月連休及び年末年始除く)

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター

年末年始（12月31日～1月3日）

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝日、午前10時～午後4時

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～6日、午前10時～午後4時

12月30日～1月3日、午前10時～午後4時

9 国民健康保険事業

| | |
|-------|----------------------|
| 事業開始 | 昭和29年1月1日 (一部実施) |
| | 昭和31年8月1日 (全面実施) |
| 被保険者数 | 27,160人 (令和7年3月末日現在) |
| 加入世帯数 | 18,091世帯 (〃) |

(1) 保険給付

① 給付割合

| 種別 | 年齢等の区分 | 割合 |
|----|----------------|----|
| 一般 | 義務教育就学前 | 8割 |
| | 就学後～69歳 | 7割 |
| | 70歳以上 | 8割 |
| | 70歳以上(現役並み所得者) | 7割 |

② 高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

| 区分 | 自己負担限度額 |
|-------------|---|
| 年間所得901万円超 | 252,600円 + (かかった医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円] ※ |
| 年間所得600万円超 | 167,400円 + (かかった医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円] ※ |
| 年間所得210万円超 | 80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※ |
| 年間所得210万円以下 | 57,600円 [44,400円] ※ |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 [24,600円] ※ |

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

| 区分 | 外来の限度額 | 入院及び世帯の限度額 |
|------------|--------------------------------------|----------------------|
| 課税所得690万以上 | 252,600円 + (かかった医療費 - 842,000円) × 1% | [140,100円] ※ |
| 課税所得380万以上 | 167,400円 + (かかった医療費 - 558,000円) × 1% | [93,000円] ※ |
| 課税所得145万以上 | 80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% | [44,400円] ※ |
| 一般 | 18,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 [44,400円] ※ |
| 低所得者Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に合計した医療費の自己負担額が 21,000円以上のものを合算して、合計でアの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように 21,000円以上という合算対象額はない。）

エ 特定疾病的長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一ヶ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

| 所得区分 | 70歳～74歳 |
|------------|---------|
| 課税所得690万以上 | 212万円 |
| 課税所得380万以上 | 141万円 |
| 課税所得145万以上 | 67万円 |
| 一 般 | 56万円 |
| 低所得者Ⅱ | 31万円 |
| 低所得者Ⅰ | 19万円 |

| 所得区分 | 70歳未満 |
|-------------|-------|
| 年間所得901万円超 | 212万円 |
| 年間所得600万円超 | 141万円 |
| 年間所得210万円超 | 67万円 |
| 年間所得210万円以下 | 60万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 |

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき488,000円(500,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は50万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 20,000円

（2）保険税

①基礎課税

| | |
|-------|-------------------|
| 所 得 割 | 所得割率 10.6/100 |
| 均 等 割 | 被保険者1人につき 29,600円 |
| 平 等 割 | 1世帯につき 22,000円 |
| そ の 他 | 課税限度額 660,000円 |

②後期高齢者支援金（等）課税

| | |
|-------|------------------|
| 所 得 割 | 所得割率 3.3/100 |
| 均 等 割 | 被保険者1人につき 9,300円 |
| 平 等 割 | 1世帯につき 6,900円 |
| そ の 他 | 課税限度額 260,000円 |

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

| | |
|-------|-------------------|
| 所 得 割 | 所得割率 2.7/100 |
| 均 等 割 | 被保険者1人につき 14,900円 |
| そ の 他 | 課税限度額 170,000円 |

※国民健康保険税の軽減措置

a 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」「平等割額」が7割、5割、2割軽減される。

b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額が5割軽減される。

また、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割額も5割軽減される。

c 国民健康保険加入の世帯員が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険加入者が1人となった世帯は、平等割額を5年間は2分の1を減額し、その後3年間は4分の1を減額する。（ただし、世帯内の国保加入者が2人以上になった場合や世帯主を変更した場合は適用されない。）

d 非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する人の保険税について、失業（離職）から一定の期間（離職日の翌日から翌年度末までの期間）、前年の給与所得を30%として算定して賦課することにより軽減する。ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の額を用いる

e 令和4年度から、国民健康保険へ加入する未就学児の保険税のうち「均等割」が5割軽減される。

f 令和6年1月から、国民健康保険の被保険者が出産された場合、出産月の前月から4ヵ月分に相当する国民健康保険税が免除される。（多胎妊娠の場合は6ヵ月分）

（3）医療費の推移（実績）

| 年 度 | | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|--------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一 般 | 被 保 険 者 数 | (人) | 32,647 | 31,773 | 30,719 | 29,548 | 27,988 |
| | 医 療 費 総 額 | (千円) | 13,405,592 | 13,465,375 | 13,307,066 | 13,432,765 | 12,806,111 |
| | 医 療 費 一人当たりの額 | (円) | 410,622 | 423,799 | 433,187 | 454,608 | 457,557 |
| | 受 診 率 | (%) | 1,761 | 1,857 | 1,904 | 1,958 | 1,919 |
| | 高 額 療 養 費 支 給 額 | (千円) | 1,561,614 | 1,551,232 | 1,512,042 | 1,570,062 | 1,541,179 |

(4) 事業運営年度推移(実績)

(金額単位:財政状況・千円、その他・円)

| 年 度 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------|---------|--|--|--|--|--|
| 項目 | | | | | | |
| 被保険者数(人) | | 32,647 | 31,773 | 30,719 | 29,548 | 27,988 |
| 加入世帯数(世帯) | | 20,002 | 19,670 | 19,433 | 19,060 | 18,449 |
| 加入率 | 対人口比(%) | 26.01 | 25.59 | 25.02 | 24.28 | 23.29 |
| | 対世帯比(%) | 35.26 | 34.59 | 33.92 | 32.99 | 31.81 |
| 賦課 | 基礎 | 所得割 | 10.6/100 | 10.6/100 | 10.6/100 | 10.6/100 |
| | 税率等 | 均等割 | 29,600 | 29,600 | 29,600 | 29,600 |
| | 後期 | 平等割 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 |
| | 基礎 | 所得割 | 3.3/100 | 3.3/100 | 3.3/100 | 3.3/100 |
| | 後期 | 均等割 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | 9,300 |
| | 平等割 | 6,900 | 6,900 | 6,900 | 6,900 | 6,900 |
| | 基礎 | 所得割 | 2.7/100 | 2.7/100 | 2.7/100 | 2.7/100 |
| | 後期 | 均等割 | 14,900 | 14,900 | 14,900 | 14,900 |
| | 平等割 | - | - | - | - | - |
| 一人当たりの調定額(現年度分) | | 106,250 | 107,379 | 108,573 | 105,821 | 112,261 |
| 一世帯当たりの調定額(現年度分) | | 173,420 | 173,450 | 171,629 | 164,051 | 170,306 |
| 課税総数(人) | | 37,706 | 35,600 | 35,836 | 34,400 | 32,690 |
| 課税限度額 | | 基礎 630,000 後期 190,000 介護 170,000 | 基礎 630,000 後期 190,000 介護 170,000 | 基礎 650,000 後期 200,000 介護 170,000 | 基礎 650,000 後期 220,000 介護 170,000 | 基礎 650,000 後期 240,000 介護 170,000 |
| 課税限度額を超える世帯 | | 806 | 773 | 730 | 655 | 699 |
| 課税軽減世帯 | | 14,246 | 13,263 | 14,184 | 14,406 | 13,418 |
| 財政状況 | 歳入 | 保険税 3,267,499 3,424,489 国庫支出金 13,879 県支出金 11,778,872 療養給付費交付金 前期高齢者交付金 共同事業交付金 一般会計繰入金 基金繰入金 繰越金 その他の収入 歳入合計 | (3,235,513) 3,369,531 6,834 11,789,752 0 0 0 1,471,082 0 322,365 71,691 17,031,255 | (3,172,723) 3,307,439 932 11,694,424 0 0 0 1,432,633 0 690,343 82,428 17,208,199 | (2,982,695) 3,104,650 495 11,847,580 0 0 0 1,444,185 0 722,377 60,794 17,180,081 | (2,994,760) 3,096,600 4,109 11,364,697 0 0 0 1,398,291 0 695,975 70,365 16,630,037 |
| | 歳出 | 総務費 療養諸費 保険給付費 審査支払手数料 高額療養費 出産育児一時金 葬祭費 小計 国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金 前期高齢者納付金 老人保健拠出金 介護納付金 共同事業拠出金 保健事業費 基金等積立金 その他の支出 歳出合計 | 191,041 9,873,906 30,846 1,563,232 46,739 3,760 11,518,483 4,556,313 0 0 0 0 806 112,607 0 73,157 16,452,407 | 184,519 9,934,982 31,609 1,553,866 37,716 3,300 11,561,473 4,440,043 0 0 0 0 798 130,886 0 23,193 16,340,912 | 173,491 9,824,533 31,306 1,516,862 33,393 4,140 11,410,234 4,399,915 0 0 0 0 795 127,627 350,000 23,760 16,485,822 | 177,172 9,917,276 30,956 1,572,250 41,976 3,900 11,566,358 4,598,472 0 0 0 0 804 127,141 3 14,155 16,484,105 |

※税額中()内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。

